平成十八年政令第十号

条第三項、第七十五条、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十八条第二項、第百三条第二八条第三項第一号、第五十九条第一項及び第三項、第六十条第二項、第六十八条第二項、第七十三項、第五十三条第二項、第五十四条第一項、第五十六条第三項、第五十七条第一項第四号、第五十項、第五十三条第二項、第五十四条第一項、第五十二条第二項、第五十四条第一項第四号、第五十二条第二項、第二十二条第一項第四号、第五十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二 項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)、第三十七条第二項、第四十一条第四項、条第四項及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。)及び第六号(同法第三十七条第二条 項項、 第五十条第一項第九号 三号、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第三項第五号(同法第三十七条第二項、第四十一 第三項及び第五項、第二十五条第一項第四号、第二十七条、第二十九条第四項、第三十条第一項第 を含む。)、第二十一条第一項(同法第二十四条第五項において準用する場合を含む。)、第二十四条一項、第十六条第一項及び第十八条(これらの規定を同法第二十六条第三項において準用する場合 内閣は、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項、第七条、第八条第 第百四条、第百六条並びに附則第五条第二項、第九条、第二十九条第一項、 第五十五条第一項及び第百二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二 第三十七条第

総則(第一条・第一条の二)

目

第二章 自立支援給付

第一節 通則(第二条—第三条の七)

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、 付費及び特例特定障害者特別給付費の支給 特例訓練等給付費、特定障害者特別給

第一 款 市町村審査会(第四条―第九条)

第二 款 支給決定等(第十条—第十六条)

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給(第十七 条—第十九条)

第四款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給(第二十条—第二十 条の三)

第五款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等(第二十二条—第二十六条

第三節 地域相談支援給付費、 談支援給付費の支給 特例地域相談支援給付費、 計画相談支援給付費及び特例計画相

第一 款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給(第二十六条の三―第二十 六条の八)

款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者 条の十七) (第二十六条の九―第二十六

第四節 自立支援医療費 第四十三条) 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給(第二十七 条

補装具費の支給 (第四十三条の二・第四十三条の三)

第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給 (第四十三条の四―第四十三条の六)

第四章 第三章 障害者支援施設(第四十三条の七) 費用 (第四十四条―第四十五条の三)

第六章 第五章 審查請求 (第四十六条—第五十条) 雜則 (第五十一条—第五十五条)

(法第四条第一項の政令で定める特殊の疾病)

第一条 三号。以下「法」という。) 第四条第一項の政令で定める特殊の疾病は、治療方法が確立してお:一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十

> ことにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれて らず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっており、かつ、当該疾病にかかる 要なものとして内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるものとする。 いる状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必

(自立支援医療の種類)

第一条の二 法第五条第二十四項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。

当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療(以下「育成医療」という。) 障害児のうち内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害のある者の健全な育成を図るため、

るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療(第四十一条にお 内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図 「更生医療」という。) 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者のうち いて

神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療(以下「精神通院医 二十五年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する精神障害者(附則第三条において「精神」 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 障害者」という。)のうち内閣府令・厚生労働省令で定める精神障害のある者に対し、当該精 療」という。)

第二章 自立支援給付

第一節

(法第七条の政令で定める給付等)

第二条 法第七条の政令で定める給付又は事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で 定める限度は、同表の上欄に掲げる給付又は事業につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度と

健康保険法(大正十一年法律第七十号) 入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、 家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費 の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費 移送費、家族療養費、 ことが <u>、</u>受け できる る

費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養 入院時生活療養費、保険外併用療養費、 療養費、 訪問看護療養費、 移送費、 家族療養

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号。 定による療養補償 他の法律において例による場合を含む。) 複数事

|労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付、

業労働者療養給付及び療養給付

|災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の規定による扶助金(災害救助法施行令 船員法(昭和二十二年法律第百号)の規定による療養補償

(昭

|消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の規定による損害の補償(非常勤消防団 和二十二年政令第二百二十五号)の規定による療養扶助金に限る。) 員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号) の規定によ

係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。) 消防法 る療養補償に限る。 (昭和二十三年法律第百八十六号) の規定による損害の補償 (非常勤消防団員等に

係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。) 水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号)の規定による損害の補償 (非常勤消防団員等

の規

給付

|例による場合を含む。以下この表において同じ。) の規定による療養補償 |国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、 十五 又は

号)の規定による療養給付 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 (昭和二十七年法律第二百四

|海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律| の規定による療養給付 (昭和二十八年法律第三十三号)

|年法律第百四十三号| の規定による療養補償 |公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和三十

|証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百九号)の規定による療

例による場合を含む。)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、 養費、家族移送費及び高額療養費 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、 家族訪問看護療 入院時生活療養 又は

食事療養費、入院時生活療養費、 費、移送費及び高額療養費 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の規定による療養の給付並びに入院時 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養

|災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の規定による損害の補償 害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。) .団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災 (非常勤消

|地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定による療養の給付並び に入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、

|地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の規定による療養補償 移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費

|並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、 .齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による療養の給付 特別療養費、移送費及び高額療養費 訪問看護療養

|原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 給付及び一般疾病医療費 (平成六年法律第百十七号) の規定による医療

護保険法 (平成九年法律第百二十三号) の規定による介護給付、 予防給付及び市町村特

|号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規 |武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十| 定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当す るものに限る。)

|新型インフルエンザ等対策特別措置法 補償(災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。) (平成二十四年法律第三十一号)の規定による損害

労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付 (非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政)ことが 受ける できる

|令の規定による介護補償に限る。)

|消防組織法の規定による損害の補償

支費要 出用す しをる て 介護に 介 護 規定により罰金の刑に処せられ、 者であるとき

規定による介護補償に限る。) 消防法の規定による損害の補償 (非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の

を

規定による介護補償に限る。) 水防法の規定による損害の補償 (非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の

国家公務員災害補償法の規定による介護補償

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による介護給付

|海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の規定による介護給付 介護補償 公立学校の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定による

証人等の被害についての給付に関する法律の規定による介護給付

災害対策基本法の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定め る政令の規定による介護補償に相当するものに限る。)

|規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱 |災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法 |労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第三十五号)附則第八条の の規定による介護料 (昭和四十二年法律第九十二号) 第八条

地方公務員災害補償法の規定による介護補償

常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するもの 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による損害の補償 に限る。

介護保険法の規定による地域支援事業 (第一号事業に限る。)

(法第八条第一項の政令で定める医療)

第三条 法第八条第一項の政令で定める医療は、 精神通院医療とする

(指定事務受託法人)

を行う事務所ごとに行う。

令・厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出し なければならない。 所の名称及び所在地その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、内閣府 法第十一条の二第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務

3 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、 次のいずれかに該当するときは、

一 申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従って適正な市町村等事務の一条の二第一項の指定をしてはならない。 運営をすることができないと認められるとき。

一 申請者が、自立支援給付対象サービス等(法第十条第一項に規定する自立支援給付対象サー ビス等をいう。第六号及び第三条の六第一項第八号において同じ。)を提供しているとき 申請者が、法及び第二十二条第一項各号又は第二項各号(第十号を除く。)に掲げる法律

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの

第三条の二 法第十一条の二第一項の指定は、同項各号に掲げる事務(以下「市町村等事務」とい がること る事業 にた 法第十 限部受 用 る分け

- 申請者が、第三条の六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して
- た者(当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、 起算して五年を経過しないものであるとき。 いことを決定する日までの間に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をし 法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしな 申請者が、第三条の六第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成 当該届出の日から
- 正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 申請者が、指定の申請前五年以内に自立支援給付対象サービス等又は市町村等事務に関し不
- 条の六第一項第八号において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者があるとき 申請者の役員等(法第三十六条第三項第六号に規定する役員等をいう。ハ及びニ並びに第三
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 第三号又は前号に該当する者
- 当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で 第三条の六第一項の規定により指定を取り消された法人において、その取消しの処分に係 2
- の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過し た法人(当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。)において、同号 第五号に規定する期間内に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をし

(市町村等事務の運営に関する基準)

第三条の三 事務を行わなければならない。 内閣府令・厚生労働省令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、 法第十一条の二第一項に規定する指定事務受託法人(以下「指定事務受託法人」とい 市町村等

(指定事務受託法人の名称等の変更の届出等)

- 第三条の四 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地そ の他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃 し、休止し、若しくは再開しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところによ その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- を委託している市町村長に通知しなければならない。 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を、指定事務受託法人に事務

(指定事務受託法人による報告)

(指定事務受託法人の指定の取消し等)

- 第三条の五 一その必要な限度で、指定事務受託法人に対し、報告を求めることができる。条の五 都道府県知事は、市町村等事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとき 3
- 第三条の六 取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (三条の六) 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当する場合には、その指定を 指定事務受託法人が、法第十一条の二第一項の主務省令で定める要件に該当しなくなったと
- 二 指定事務受託法人が、第三条の三に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従って適正
- な市町村等事務の運営をすることができなくなったとき。 指定事務受託法人が、 第三条の二第三項第二号、 第三号又は第七号のいずれかに該当するに
- 指定事務受託法人が、 前条の規定により報告を求められて報告をせず、 又は虚偽の報告をし
- 指定事務受託法人が、不正の手段により法第十一条の二第一項の指定を受けたことが判明

- 六 に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき 指定事務受託法人が、法及び第二十六条第一項各号若しくは第二項各号(第三号を除く。)
- 指定事務受託法人が、市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 効力の停止をしようとするとき前五年以内に自立支援給付対象サービス等又は市町村等事務に 指定事務受託法人の役員等のうちに、その指定の取消し又はその指定の全部若しくは一部
- ると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。 市町村は、市町村等事務を委託した指定事務受託法人について、 前項各号のいずれかに該当す

(指定事務受託法人の指定等の公示)

- 第三条の七 都道府県知事は、次に掲げる場合には、 その旨を公示しなければならない
- 法第十一条の二第一項の指定をしたとき。
- 一 第三条の四第一項の規定による届出(同項の内閣府令・厚生労働省令で定める事項の変更に 係るものを除く。)があったとき。
- 部の効力を停止したとき。 前条第一項の規定により法第十一条の二第一項の指定を取り消し、 又は指定の全部若しくは
- 市町村又は都道府県は、法第十一条の二第一項の規定による委託の全部又は一部を解除したと 内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 第二節 別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、 特例訓練等給付費、 特定障害者特

第一款 市町村審査会

(市町村審査会の委員の定数の基準)

- 第四条 法第十六条第一項に規定する市町村審査会(以下「市町村審査会」という。) の委員の 第一項に規定する合議体を市町村審査会に設置することができる数であることとする。 数その他の事情を勘案して、各市町村(特別区を含む。以下同じ。)が必要と認める数の第八条 数に係る同項に規定する政令で定める基準は、市町村審査会の障害支援区分の審査及び判定の件
- 第五条 委員の任期は、二年(委員の任期を二年を超え三年以下の期間で市町村が条例で定める場 合にあっては、当該条例で定める期間)とする。ただし、 間とする。 補欠の委員の任期は、前任者の残任期

(委員の任期)

2 委員は、再任されることができる。

- 第六条 市町村審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、市町村審査会を代表する。
- (会議) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、 その職務を代理する
- 第七条 市町村審査会は、会長が招集する
- 2 きない。 市町村審査会は、 会長及び過半数の委員の出席がなければ、 これを開き、 議決をすることがで
- 3 るところによる。 市町村審査会の議事は、 出席した委員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、 会長の決す

(合議体)

- 第八条 市町村審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体(以下この という。 (又181。 において「合議体」という。)で、審査判定業務(法第二十六条第二項に規定する審査判定業務(おいて「合議体」という。)で、審査判定業務(法第二十六条第二項に規定する審査(以下この条・1・ をいう。)を取り扱う。
- 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として市町村が定める数とする。

3 2

- による。 6 一番では、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところ 6 一番酸体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところ
- 議決とする。 6 市町村審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって市町村審査会の

(都道府県審査会に関する準用)

第二款 支給決定等

(障害支援区分の認定手続)

の。 「現立」、当該障害者について、その該当する障害支援区分に関し審査及び判定を求めるものとす ・原生労働省令で定める事項を市町村審査会に 「規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請 に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請 に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請 の、又は特例訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限る。)の支給決定(法第十九条第一項 第3、事十条 市町村は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費(共同生活援助に係るものに限

- 審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。 労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害支援区分に関する2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、内閣総理大臣及び厚生
- (支給決定の変更の決定に関する読替え) 援区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない。 市町村は、前項の規定により通知された市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害支
- 第十一条 法第二十四条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(障害支援区分の変更の認定に関する読替え)

第十二条 法第二十四条第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	第二十一条第一項	規定	法の規定中読み替える 読み替えられる字句
	前条第一項の申請があった		
に当たり、必要があると認める	項の申請があった第二十四条第二項の支給決定の変更の決定		読み替える字句

足を行う

(準用)

当該申請

4

この場合において、第十条第一項中「受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があっ]第十三条 第十条の規定は、法第二十四条第四項の障害支援区分の変更の認定について準用する。

する法第二十条第六項」と読み替えるものとする。
る法第二十条第二項の調査」と、「同条第六項」とあるのは「法第二十四条第三項において準用る法第二十条第二項の調査」と、「同条第二項の調査」とあるのは「同条第三項において準用すた」とあるのは「受けた障害者につき、法第二十四条第二項の支給決定の変更の決定を行うに当た」とあるのは「受けた障害者につき、法第二十四条第二項の支給決定の変更の決定を行うに当

(支給決定を取り消す場合)

項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。 三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。) が法第二十条第一項又は第二十四条第一第十四条 法第二十五条第一項第四号の政令で定めるときは、支給決定障害者等(法第五条第二十

(申請内容の変更の届出)

第十五条 支給決定障害者等に対し支給決定を行った市町村に当該事項を届け出なければな速やかに、当該支給決定障害者等に対し支給決定を行った市町村に当該事項を届け出なければな原生労働省令で定める事項を変更したときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を変更したときは、内閣府令・厚生労働省令で定める事項を変更したときは、内閣府令・原生労働省令で定める事項をいる。 支給決定商者等は、支給決定の有効期間(法第二十三条に規定する支給決定の有効期

(受給者証の再交付)

者証を交付しなければならない。受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、受給受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、受給者証(法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。以下この条にお第十六条 市町村は、受給者証(法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。以下この条にお

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額) 第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円という。) は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の

次に掲げる者に該当するもの(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円る。)を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。)であって、に係る支給決定を受けた者(内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める要件に該当する者に限に 支給決定障害者等(共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援

「指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同じ、)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十八条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に額とする指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの

二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、第十定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法

を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定

満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。) 四千六百円町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未可村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未不等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービ児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世

合にあっては、内閣府令・厚生労働省令)で定めるものに該当する場合における当該支給決定 宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた場 る要保護者をいう。以下同じ。)である者であって厚生労働省令(当該支給決定障害者等が居 六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定す 祉サービス等のあった月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第 害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福 期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障 で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課 の四第五項第二号及び第四十三条の五第六項において同じ。)を課されない者(市町村の条例 号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号、第四十三条の三第二号、第四十三条 村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二 等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町 配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス (二十歳未満の者に限る。) を除く。以下「特定支給決定障害者」という。) にあっては、その 支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者 (法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等

(法第三十条第一項第三号の政令で定めるとき)

て「基準該当障害福祉サービス」という。)を受けたときとする。むを得ない理由により法第三十条第一項第二号の基準該当障害福祉サービス(次条第二号におい十条第一項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他や第十八条 法第三十条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、支給決定障害者等が、法第二

(法第三十条第三項の障害福祉サービスに係る負担上限月額)

- 6額とする。 人酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定め第十九条 法第三十条第三項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をし

害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額 指定障害福祉サービス等を受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障

- 第十七条第一号に掲げる支給決定障害者等 三万七千二百円

、 第一 11条第三号に掲げる支給決定障害者等(丸午三百円) 第十七条第二号に掲げる支給決定障害者等(九千三百円)

第十七条第三号に掲げる支給決定障害者等 四千六百円

第十七条第四号に掲げる支給決定障害者等 零

障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額 一 基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定

ロからニまでに掲げる者以外の者 三万七千二百円

三百円 支給決定障害者等であって、次に掲げる者に該当するもの(ニに掲げる者を除く。) 九千ロ 支給決定障害者等であって、次に掲げる者に該当するもの(ニに掲げる者を除く。) 九千

。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支及び第四十二条の四第一項第二号において同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る」 基準該当施設(法第三十条第一項第二号ロに規定する基準該当施設をいう。以下この号

九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百福祉サービスのあった月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあった月が四月から給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害

- ・ 基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九五の基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九五の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた確認が出ている。
- 一支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が基準該当障害福祉サービスのあった月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令(当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が基準該当障害福祉サービスの施訪市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施該市町村民税を開きれた者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施方地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害

第四款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

(特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス)

生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものとする。 第二十条 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、施設入所支援、共同

(特定障害者特別給付費の支給)

をいう。以下同じ。)から特定入所等サービスを受けた特定障害者 共同生活援助を行う住居一 指定障害福祉サービス事業者 (法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者

超えるときは、当該現に居住に要した費用の額) いて「居住費の基準費用額」という。)に相当する額(その額が現に居住に要した費用の額を における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(次項にお

- が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。 は居住に要する費用又は共同生活援助を行う住居における居住に要する費用の状況その他の事情 る方法又は居住費の基準費用額を定めた後に、指定障害者支援施設等における食事の提供若しく 厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額若しくは食費等の負担限度額を算定す
- 3 第五項の規定により特定障害者特別給付費の支給があったものとみなされた特定障害者にあって に要する費用として、食費等の基準費用額(法第三十四条第二項において準用する法第二十九条 第一項の規定にかかわらず、特定障害者が指定障害者支援施設等に対し、食事の提供及び居住 食費等の負担限度額)を超える金額を支払った場合には、 特定障害者特別給付費を支給しな

(特定障害者特別給付費の支給に関する読替え)

去第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

2	施設等の設備及び運営に関する基準(施設障理の都道府県の条例で定める指定障害者支援でいる基準(指定障害福祉サービスの取扱い関する基準(指定障害福祉サービスの取扱いでは、大は第二項の都道府県の条例で定める指定で第三項の定めでは、大きに関するが、大きに関するが、大きに関するが、大きに関するが、大きに関するが、大きに関するという。	
	条第六項 ビス事業者 ビス事業者 ビス事業者 ドカガ おお おお おお おお お	条第
	支給決定障害者等特定障害者	
	条第五項 第二十九前項 第三十四条第二項において準用する前項	条第
	(特定費用を除く。)	
	障害福祉サービス等を特定入所等サービスを	
	指定障害福祉サービス事業者等 指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サー	
	条第四項	条第
	当該指定障害福祉サービス等当該特定入所等サービス	
	サービス事業者等」という。) て同じ。)又は指定障害福祉サービス事業者	
	接施設又はのぞみの園(以下「指定障害福祉障害者支援施設等をいう。以下この条におい揖岌隨害権私サーヒク事業者。揖岌隨害者支揖岌隨害者支援旅説等(同項に規定する揖岌	
	\$ \ hat district	
	項に規定す	
	条において同じ。) を受けようとす	
	 定する特定入所等サービスをいう。以下こ	条:
	第二十九指定障害福祉サービス等を受けようとする支特定入所等サービス(第三十四条第一項に規	第一
	える規定中語の	えす
	(の規定読み替えられる字句 読み替える字句	法
爭	二十一条の二	第

条第七項 第二十九 前項 害福祉サー ビスの取扱いに関する部分に限 |第三十四条第二項において準用する前項

(特例特定障害者特別給付費の支給)

第二十一条の三 第二十一条の規定は、特例特定障害者特別給付費について準用する。この場合に 替えるものとする。 規定する基準該当施設をいう。)に対し」と、「食費等の基準費用額(法第三十四条第二項におい れた特定障害者にあっては、食費等の負担限度額)」とあるのは「食費等の基準費用額」と読み て準用する法第二十九条第五項の規定により特定障害者特別給付費の支給があったものとみなさ おいて、 同条第三項中「に対し」とあるのは「又は基準該当施設(法第三十条第一項第二号ロに

第五款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等

(法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

- 第二十二条 指定障害福祉サービス事業者 (療養介護を提供するものを除く。) 又は指定障害者支 援施設(法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)に係る法第三 ') の政令で定める法律は、次のとおりとする。 条第四項において準用する場合を含む。)及び第四十一条第四項において準用する場合を含む -六条第三項第五号(法第三十七条第二項、第三十八条第三項(法第三十九条第二項及び第四十
- 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)
- 身体障害者福祉法
- 生活保護法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)
- 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号)
- 七六五四 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)
- 介護保険法
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 精神保健福祉士法 (平成九年法律第百三十一号)

(平成

- 十一年法律第五十二号)
- 十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 律第七十七号) 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号) (平成十八年法
- 十三 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 十九号) (平成二十三年法律第七
- 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)
- 土五 ら第十九項までの規定に限る。) 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。 第十二条の五第十五項及び第十七項か
- 公認心理師法 (平成二十七年法律第六十八号)
- 八年法律第百十号) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (平成二十
- (法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律 指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第三十六条第三項第五号 次のとおりとする。
- 医師法 (昭和二十三年法律第二百一号)
- 歯科医師法 (昭和二十三年法律第二百二号)
- 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)
- (昭和二十三年法律第二百五号)

百四十五号) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第

- 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)
- 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)
- 臨床研究法 (平成二十九年法律第十六号)

前項各号に掲げる法律

(法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定)

第二十二条の二 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る法第三十六条第三項 で定める労働に関する法律の規定は、次のとおりとする。 項において準用する場合を含む。)及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の政令 第五号の二(法第三十七条第二項、第三十八条第三項(法第三十九条第二項及び第四十一条第四

法律第八十八号)第四十四条(第四項を除く。)の規定により適用される場合を含む。) 規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年 定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定(これらの 部分に限る。)及び第百二十条(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規 限る。)、第百十九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る 労働基準法第百十七条、第百十八条第一項(同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に

四十二条の規定 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第

三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条 の規定に係る同法第二十条の規定

(指定障害福祉サービス事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人)

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請に関する読替え)サービス事業所をいう。) を管理する者とする。 する場合を含む。)の政令で定める使用人は、サービス事業所(法第三十六条第一項に規定する 法第三十六条第三項第六号(法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用

第二十四条 法第三十七条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|第三十六条第三項及び第五||第一項の申請 |法の規定中読み替える規定 |読み替えられる|読み替える字句 |係る第二十九条第一項の指定の変更の申請 |第三十七条第一項の指定障害福祉サービス事業者に

(指定障害者支援施設の指定の申請に関する読替え)

項第二号 第三十六条第三第一項の申請 |法の規定中読み|読み替えられる字句 第三十六条第 第二十四条の二 法第三十八条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。 替える規定 |サービス事業所 請にあっては、第七号を除く。) 第四十三条第一項 次の各号(療養介護に係る指定の申 号まで 第四十四条第一項 |第一号から第六号まで又は第八号から第十三 |第三十八条第一項の指定障害者支援施設に係 読み替える字句 障害者支援施設 る第二十九条第一項の指定の申請

項第三号 第三十六条第三

第四十三条第二項

第四十四条第一

垣

第二十四条の三	条の三	第二十四人
7六号の政令で定める使用人)	.指定障害者支援施設に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人)	(指定障
当該辞退又は届出の	当該届出の	
当該指定の辞退又は事業の廃止	当該事業の廃止	
当該辞退若しくは届出に係る	当該届出に係る	
		項第十号
第四十七条の規定による指定の辞退	八条第三第四十六条第二項	第三十六条第三
当該辞退又は届出	当該届出	
当該指定の辞退又は事業の廃止	当該事業の廃止	
		九号
	7及び第	項第八号及び第
第四十七条の規定による指定の辞退	三十六条第三第四十六条第二項	第三十六
当該指定障害者支援施設の設置者	当該指定障害福祉サービス事業者	
指定障害者支援施設の	指定障害福祉サービス事業者の	
		項第六号
障害者支援施設	八条第三 サービス事業所	第三十六条第三
障害者支援施設	障害福祉サービス事業	
る基準	及び運営に関する基準	
ビスの事業の設備指定障害者支援施設等の設備及び運営に関す	指定障害福祉サービスの事業の設備	

第二十四条の三 る場合を含む。) において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、障害者 支援施設を管理する者とする。 法第三十八条第三項(法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用す

(指定障害者支援施設の指定の変更の申請に関する読替え)

第二十四条の四 去第三十九条第二頁の規定こよる支析内売替えよ、 欠の表のとおり

三第十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	三第十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	第三			<u> -</u>		三十二	第三一	三十二	第三-					三十二	第三-			第三-	法	
		三十六条第三項第六号	第三十八条第三項において				三十六条第三項第三号	第三十八条第三項において準用する第第四十三条第二項	三十六条第三項第二号	第三十八条第三項において準用する第サービス事業所					三十六条第三項	第三十八条第三項において準用する第第一項の申請			第三十八条第二項	の規定中読み替える規定	第二十四条の四 法第三
			て準用する第サー					で準用する第		で準用する第						(準用する第					法第三十九条第二 項
	業者の	指定障害福祉サービス事指定障害者支援施設	ビス事業所	障害福祉サービス事業	する基準	事業の設備及び運営に関営に関する基準	指定障害福祉サービスの		第四十三条第一項		第七号を除く。)	る指定の申請にあっては、ら第十三号まで	次の各号(療養介護に係						前項	読み替えられる字句	「項の規定による技術的読替えば
当亥旨官等属止ナーご当亥旨官等等之爰祖殳り殳置等		指定障害者支援施設の	障害者支援施設	障害者支援施設		営に関する基準	指定障害福祉サービスの指定障害者支援施設等の設備及び運	第四十四条第二項	第四十四条第一項	障害者支援施設		ら第十三号まで	(療養介護に係)第一号から第六号まで又は第八号か	の変更の申請	施設に係る第二十九条第一項の指定	第三十九条第一項の指定障害者支援	の変更	施設に係る第二十九条第一項の指定	第三十九条第一項の指定障害者支援	読み替える字句	えは、次の表のとおりとする。

	8																																				
		条第三項第十号	第三十八条第三項において準用する第一		ニーラミ金三丁金ノサフできりサ	三十六条第三頁第八号及び第九号第三十八条第三項において準用する第			三十六条第三項第六号	第三十八条第三項において準用する第				第三十八条第三項において準用する第		第三十八条第三項において準用する第					三十六条第三項 第三十八条第三項において準用する第第		第三十八条第一項	法の規定中読み替える規定	次の表のとおりとする。		える規定	のし	害福祉サー	(指定障害福祉サービス事業者及び				三十六条第三項第十号第三十八条第三項において準用する第		三十六条第三項第八号及び第九号	第三十八条第三項において準用する第
当該届出の	当該事業の廃止	白衣 量 ゴ こ糸 う	て準用する第第四十六条第二項	j	当該事業の廃止	·号及バ第1/号 おいて準用する第第四十六条第二項	事業者	事業者当該指定障害福祉サービ	者の指定障害福祉サービス事	サービス事業所	障害福祉サービス事業	に 関 す	指定障害福祉サービスの	第四十三条第二				定の申请	次の各号(療養介護に係る		第一項の申請		、障害者支援施設	読み替えられる字句	著り間では、沿倉里一一学会	二つ戸所に関すると第四一一へを随害補礼サービン事業を行ぶ者	章亭畐上ナーで、4 写真に丁) 育恵 本	とする。	が指定の更新に	指定障害	当該届出の	当該事業の廃止	当該届出に係る	て準用する第第四十六条第二項	当該届出	当該事業の廃止	条 第
は届出の	当該指定の辞退又は事業の廃止当該番追者しくに届出に存る	t I	第四十七条の規定による指定の	1	当該指定の辞退又は事業の廃止	辞退 第四十七条の規定による指定の		ス当該指定障害者支援施設の設置者	事業指定障害者支援施設の	障害者支援施設	障害者支援施設	る	事	_ -	第四十四条第一項	障害者支援施設	-	第から第十三号まで	第	指定の更新の申請	接施設に係る第二十九条第一項の第四十一条第一項の指定障害者支	当該指定障害者支援施設	、指定障害者支援施設	読み替える字句	主気の更栄は同じで発金ローー多金ロギの実気は、5で主参白書書では	四頁)見三二二の支所的売替には、	高子音系音上と ごく 事業者	E 4 F - 0 2]	関する法第四十一条第四項の規定による	の更新に関する詩	当該辞退又は届出の	当該指定の辞退又は事業の廃止	当該辞退若しくは届出に係る	第四十七条の規定による指定の辞退	当該辞退又は届出	当該指定の辞退又は事業の廃止	第四十七条の規定による指定の辞退
	宗五十条第一項第七指定障害福祉サービス事業者	号 医療費 医療費 医療費 に残争なば残争が認びに間縁等系作費	1.水等・頂等で帯 シェは川指定障害福	及び運営に関する基準	なが重ない間での記憶指定障害福祉サービスの事業の設備	- - - -	第五十条第一項第五 第四十三条第二項	第四十三条第一項	第五十条第一項第四サービス事業所	号の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の		の二まで、第十二号又は第十三号第三十六条第三項第四号から第三号		第五十条第一項第一指定障害福祉サービス事業者				(指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読替え)	三 前項各号(第五号を除く。)に掲げる法律	二 第二十二条第一項各号(第十五号を除く。)及び第二項各号(第十号を除く。)	健康保	文令で主め	- 2 指定障害福祉サービス事業者のうち寮養介獲を提共するものに系る法第五十条第一項第十号の 五 第二十二条第一項各号(第十五号を除く。)に掲げる法律	国家戦	国家戦	害者支爱去	一回的章事者富祉去(炤和三十五年去事第三十七号)	- かる長津は、欠りにおりに下る。- 接施設に係る法第五十条第一項第十号(同条第三項に	第二十六条 指定障害福祉サービス事業者(療養介護を提供するものを除く。) 又は指定障害者支	(法第五十条第一項第十号の政令で定める法律)	第四十八条第二項 前項	指定障害福祉サービスの事業	った者等	第四十八条第一項 指定障害福祉サービス事業者であり		第二十五条の二 法第四十八条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	(指定障害者支援施設等の報告等に関する読替え)
	指定障害者支援施設の設置者	超文的記錄等系不費	と は 川東等合け骨 指定障害者支援施設	関する基準			第四十四条第二項	第四十四条第一項	障害者支援施設		司官管管司之受団立つ成置等	の二まで、第十二号又は第十三号 十六条第三項第四号から第五号の二まで第三十プ条第三項第四号から第五号の二まで第三十プ条第三項において準月する第三十プ条第三項において準月する第三十プ条第三項において準月する第三十プ条第三項において準月する第三十プ条第三項において準月する第三十プ条第三項において	ブ 育三十人条第三頁この、こ進月十の育三	指定障害者支援施設の設置者		読み替える字句	****	<u>۸</u>		7二項各号(第十号を除く。)に掲げる法律			するものに系る法第五十条第一項第十号の10る法律	準用する児童福祉法 ニュー・ニー				まりて準用する場合を含む) の政令で定	おいて亀月一分場合からのこの女子でで提供するものを除く。)又は指定障害者支一		次項において準用する前項	指定障害者支援施設等の運営	者等	ビス事業者であ指定障害者支援施設等の設置者であった	読み替える字句	的読替えは、次の表のとおりとする。	

区最 ン地域相談支援給付決定障害者地域相談支援給付決定障害者地域相談支援給付決定障害者	一項の申請に係る障害者	七第二項項項	第五十一条の
域相談 支援 大学	「項の申請に係る障害者	七第四項	- -
相談支	一項の申請に係る障害者	七第四項	_
者		項	
	障害者等又は障害児の保護者障害者	Į	第二十条第六
障害者	者	障害	
当該決定		当該	
		定を	
のために	可項に規定する支給要否決「耳の規定する支給要否決	区 (公分)	
胃炎 足 爰 合			第二十条第二項
-			五項
障害者		四項及び第障害者等	第十九条第四
障害者	障害者又は障害児の保護者障害	一項 障害	九条第一
を	者 3 / 2 mm 3 本 3 / 2 mm 4 mm 3 mm 3 mm 3 mm 3 mm 3 mm 3 mm		規定が表えて言る
売み替える字 えば 次の表	規定による技術的誘替	7.	法り見定中売り
	地域相談支援給付決定の変更の決定に関する読替え)	1/2	(地域相談
障害者		八項 障害者等▽	第二十条第六項
害者	(は障害児の保護者 障	障害者等又は障害児	
する給付要否決定	定する支給要否決定	支援区分の	
五十一条の	項及び第二十二条第一項の規定により障害第五十	次条第一項	
第五十一条	第	一項 前項	第二十条第二
			える規定
巷	うれる字句 読	替	法の規定中読
い、次の表の	法第五十一条の六第二項の規定による技術的読替えは、		第二十六条の四
	.地域相談支援給付決定の申請に関する読替え)	支援給付決定の	(地域相談
障害者	障害者等	第十九条第四項及び第五項	第十九条第四
障害者	障害者又は障害児の保護者	項	第十九条第二項
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中読み替える規定	法の規定中語
い、次の表のとおりとする。	法第五十一条の五第二項の規定による技術的読替えは、		第二十六条の三
	関する読替え)	(地域相談支援給付決定に関する読替え)	(地域相談
支給	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給	第一款 地域相談	笙
		支	画相
計画相談支援給付費及び特例	、特例地域相談支援給付費、	一節 地域相談支援給付費	第三節
設	〈事業所 障害者支援施設	項	第五十条第二
援施設の	定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設	指	号から第十三号まで第五十条第一項第九
三項にお	項	第四十八条第	
Į		; † † † † † † † † † † † † † † † † † † †	
Ž			号
援施設の	サービス事業者 指定	第五十条第一項第八指定障害福祉	第五十条第一
月999日刊はおいて 新月でる同今	第一項	第	
三頁こお	一頁 第四十	第四十八条第	_

給付決定を取り消す場合)

請をしたときとする。 同じ。)が法第五十一条の六第一項又は第五十一条の九第一項の規定による申請に 衆第二十三項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第二十六条 法第五十一条の十第一項第四号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障

同じ。)を行った市町村に当該事項を届け出なければならない。 疋(法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。第四十五条 定めるところにより、速やかに、当該地域相談支援給付決定障害者に対し地域相 义接給付決定障害者の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、 9る地域相談支援給付決定の有効期間をいう。次条において同じ。) 内において、 地域相談支援給付決定障害者は、地域相談支援給付決定の有効期間(法第五十一

|受給者証の再交付|

をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付 にときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しな ら、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付 市町村は、地域相談支援受給者証(法第五十一条の七第八項に規定する地域相談

指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

(支援事業者の指定に関する読替え)

法第五十一条の十九第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとす

Ĭ	替える規定中読み	み読み替えられる字句	読み替える字句
Į.	第三十六条第三第一	第一項の申請	第五十一条の十九第一項の申請
		の各号(療養介	第一号かれ
	1	請	第十一号又は第十二号
	条第三	サービス事業所	こ見ぎたる一段目炎一般相談支援事業所
	項第二号		の項において同じ。)に規定する一般相談支援事業所をいう。
		例第四十三条第一項の都道府県の条第五十一条の二十三第一	第五十
	第三十六条第三	第四十三条第二項の都道府県の条第五十一条の二十三第二項の主務省令で定め	第五十
	項第三号	例で定める指定障害福祉サービス	ビス 指定地域相談支援の事業の運営に関する基準
		準の事業の設備及び運営に関する基	
		障害福祉サービス事業	一般相談支援事業
	第三十六条第三サービス事業所	サービス事業所	一般相談支援事業所
	項第六号		
		指定障害福祉サービス事業者の	指定工
			以下この項において同じ。)の「理に規定する指定」解析認支援事業者をいう
		当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定一般相談支援事業者

探手編社サービス事業者	て同じ。)の		項第六号 [
日本の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の		定相談支援事業所	
おいて作用する法第三十大条第三項第五号の政令で定める法律 第三十六条第三届医書福祉サービス 一号 一号 一方 一方 一号 一号 一字 一字 一字 一字 一字 一字	業者の		福祉サービス事業
一号	指定障害福祉サービスサービス事業所	準用する	・事業の設備及ひ運営に関する
特定 一段 一段 一段 一段 一段 一段 一段 一	サービス事業 一般	定計画相談支援の事業の運営に関する基準	例で定める指定障害福祉サービス
特定・ 一般相談支援・ 東京 大条第三幅空福祉サービス 一般相談支援・ 東京 大条第三幅空福祉サービス 一般相談支援・ 東京 大条第三幅空福祉サービス 一般相談支援・ 東京 大条第三幅空福祉サービス 大条第三幅空福祉サービス 一般相談支援・ 東京 大条第三幅空福祉サービス 大条第三幅空福祉サービス 一般相談支援・ 東京 大条第三幅空福祉サービス 大条第三幅空福祉サービス 大条第三幅空福祉サービス 大条第三年 東京 大条第三幅空福祉サービス 大条第三幅空福祉サービス 大条第三幅空福祉サービス 大条第三幅空福祉サービス 大条第三幅空福祉サービス 大条第三幅空福祉サービス 大条第三幅空福祉サービス 大条第三幅空福祉サービス 東京 大条第三幅空福祉サービス 東京 大条第三幅空福祉サービス 東京 大条第三幅空福祉サービス 東京 大条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条の二十年 東京 大条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第三項第九号の政令で定める法律は、第二十二条第三項 東京 大条第三項第九号の政令で定める使用人は、第二十二条第三項 東京 大条第三項第五号の政令で定める使用人は、第二十二条第三項第九号の政会で定める使用人は、第二十二条第三項 東京 大条第三幅空福祉サービス 東京 大条第二年第四号から第六旦 東京 大条第二年四日から第六旦 東京 大条第二年四日から第六旦 東京 大条第二年四日から第六旦 東京 大条第二年四日から第六旦 東京 大条第二年第四号から第六旦 東京 大条第二年四日から第六旦 東京 大条第二年四日から第六旦 東京 大条第二年四日から第六旦 東京 大条第二年四日から第六旦 東京 大条第二年四日から第六旦 東京 大条第三年四日から第六旦 東京 大条第三年四日から第六旦 東京 大条第二年四日から第六旦 東京 大条第三年四日から第六旦 東京 大条第三年四日から第六旦 東京 大条 東京 東京 東京 東西 東京 東京 東京 東西 大条 東西 東京 東京 東西 東京 東西 東西 東京 東京	準 設備及ひ運営に関	五十一条の二十四第二項の主務省令で定める	第四十三条第二項の都道府県の
一号 一号 一号 一号 一段 一点	のなうに、置きに引くの事業営に関する基	一条の二十四第一項の主務省	十三条第一項の者道所
大条第三指定障害福祉サービス事業者 指定一般相談支援事業所をいう。第二十六条第三項第五号の政令で定める法律と が入条の十二 法第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において連用する場合を 第二十六条第三障害福祉サービス 大条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において連用する場合を ではいて連用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は 第二十六条第三院害福祉サービス 大条の十二 法第五十一条の一九第二項(法第五十一条の二十一第二項において連用する場合を 第二十六条第三院書福祉サービス 大条の十二 法第五十一条の一九第二項(法第五十一条の二十一第二項において連用する場合を ではいて連用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は 第二十六条の十四 法第五十一条の一十第二項(法第五十一条の二十一第二項において連用する法律の規定と に関する法律の規定) において連用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条の一十分第一項 に掲げる法律とする。 定はいて連用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条の十九第二項(法第五十一条の一十一第二項において連用する法律の規定と は、第二十二条の一九第二項(法第五十一条の二十一第二項において連用する場合を 第三十六条第三陸曹福祉サービス 大条の十三 法第五十一条の一十第二項(法第五十一条の二十一第二項において連用する場合を 第三十六条第三陸曹福祉サービス 大条の十三 法第五十一条の一十第二項(法第五十一条の二十一第二項において連用する場合を 第三十六条第三陸曹福祉サービス 大条の十五 指定一般相談支援事業者といる 大条第二項 [第十十] 会の 第二十六条の十五 指定一般相談支援事業者といる 大条第二項 [第十一] 会の 第二十六条第二階間号がら第六号 (指定一般相談支援事業者という。 第二十六条第二階間号がら第六号 (指定一般相談支援事業者という。 大条第二項 [第十一条の十九第二項において 第二十六条第二項において 第二十六条第二項において 第二十二条の十九第二項において 第二十二条の十九第二項において 第二十二条の十九第二項において 第二十二条の十九第二項において 第二十二条の十九第二項において 第二十一条の十九第二項において 第二十一条の十九第二項において 第二十二条の十九第二項(第二十二条の十九第二項(第二十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条の十二条	六条第三項第三号	- *) 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一三之等一頁)B首手
大条第三階書福祉サービス 相談支援 第五十一条の二十第一項 (法第五十一条の二十第一項 (法第五十一条の二十第二項 (法第五十一条の二十第二項 (法第五十一条の二十第二項 (法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を 第三十六条第三階書福祉サービス 内外の前号まで (法第五十一条の十九第二項 (法第五十一条の二十第二項において準用する場合を 第三十六条第三部 (法第五十一条の一十第二項 (法第五十一条の二十第二項 (法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を 第三十六条第三第第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項 (法第五十一条の二十第二項 (法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を 第三十六条第三第第五十一条の二十第二項 (法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を 第三十六条第三第第 (法第五十一条の二十第二項 (法第五十一条の二十第二項において連用する場合を 第三十六条第三正項 (法第五十一条の二十第一項 (表第五十一条の二十第一項 (表第五十一条の二十第一項 (表第五十一条の二十)第二項において連用する場合を 第三十六条第三三部 (法第五十一条の十九第一項 (表第五十一条の十十一第一項 (表第五十一条の十十一条の十十一条の十十二字 (表) (指定特定相談支援事業所をいう。第二十六条の十五 (表) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	九第二項において		
特定 大条第三衛福祉サービス事業者 指定一般相談支援事業者 指定・股相談支援事業者に掲げる法律とする。	県の条例	定相談支援事業所(第五十一条の二十第一項	条第三サービス事業所
大条第三層曹福祉サービス 相談支援事業者 指定一般相談支援事業者 指定一般相談支援事業者 指定一般相談支援事業者の指定に関する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律 第三十六条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律 第三十六条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律 第三十六条第三項第五号の政令で定める法律 第三十六条第三項第五号の政令で定める法律 第三十六条第三項第五号の政令で定める法律 第三十六条第三項第五号の政令で定める法律 第三十六条第三項第五号の政令で定める法律 第三十六条第三項第五号の正の政令で定める法律 第三十六条第三项第五号の正の政令で定める法律 第三十六条第三项第五号の正の政令で定める使用人 次2年1十一条の二十第二項(法第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合 第三十六条第三项第五号の正の政令で定める使用人 次2年1十二条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合 第三十六条第三项第五号の正の政令で定める使用人 次2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年	四十三条第一頁の都道	第十一号又は第十二号	第七号を除く。)
おいて準用する法第二十八条第三原書福祉サービス事業者 指定一般相談支援事業者と、	第三項第二号	P. つ第三号はで、第三号 P. つぎし号に 一条の二十第一項の申請	つみ号(寮後下隻に来る旨立つ一項の申請
大条第三障害福祉サービス 精設支援事業者 指定一般相談支援事業者 指定一般相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十六条第三付記がて準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第二項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第二項において準用する法律の規定とする。 「おいて準用する法第三十六条第三項第五号のの政令で定める使用人は、一般相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第五号のの政令で定める使用人は、第二十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三項第五号の上の政令で定める使用人は、第二十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三項第五号の上の政令で定める使用人は、第二十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)及び第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において連用する場合を含む。)及び第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において連用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、一般相談支援事業者に係る法第三十六条第三項において同じ。)を管理する者とする。 (指定一般相談支援事業者の指定に関する諸替え) におせいて連用する法第三十六条の十五 法の規定中読み替える字句 において同じ。)を管理する者とする。 第二十六条の十五 法の規定中読み替え (指定一般相談支援事業者の指定に関する諸替え) におせいて同じ。)を管理する者とする。 第二十六条の十五 法第二十二条の十九第二項 (法第五十一条の十九第二項 (法第五十一条の十九第二項 (法第五十一条の十九第二項 (法第五十一条の十九第二項 (法第五十一条の十九章 (指定十 (第二十 (第二項 (法第二十 (第二項 (法第二十 (第二項 (法第二十 (第二 (第二十 (第二 (第二 (第二 (第二 (第二 (第二 (1 (第二 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1	二項においてサービス事業所 一		
大条第三障害福祉サービス	第七号を除く。)	町村長	三十六条第三都道府県知事は
日本の十二、法第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する法律) 「規定中語、対象の十二、法第五十一条の一九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める労働に関する法律の規定とする。 に掲げる法律とする。 に掲げる法律とする。 に掲げる法律とする。 に掲げる法律の規定) 「おいて準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める後側人」 「おいて準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める後側方の法律の大条の十二、法第五十一条の一九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三内を含む。)において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める労働に関する法律の規定とする。 に掲げる法律とする。 に掲げる法律とする。 に掲げる法律の規定) 「おいて準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める労働に関する法律の関する法律の規定とする。 に掲げる法律の規定) 「おいて準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める労働に関する法律の関策十一号の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三原本でに掲げる法律の規定とする。 「指定特定相談支援事業者に係る法第三十六条第三原本号の政令で定めるを使用人」 「指定特定相談支援事業所をいう。第二十六条の十五 法第五十一条の十五 法第五十一条の十五 法第五十一条の十五 法第五十一条の十五 法第五十一条の十五 法第五十一条の十五 法 大条の十三 法第五十一条の十五第 本 大条の十三 法第五十一条の十五第 本 大条の十三 法第五十一条の十五第 本 大条の十三 法第五十一条の十一条第二項 「第二十六条第三階本記。」 「本 大条 第 三 本 大条 第 三 本 大条 の 十	る旨とり申青こかっては、山寺よび、育次の各号(療養介護に保第一号から第	さまれた。 	える規定の対策に言う書きまする。
大条の十三 法第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める法律とする。は、第二十二条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三階では、第二十二条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三階では、第二十二条の一十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三階では、第二十二条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三階では、第二十二条の一人第二十二条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三階では、第二十二条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三階では、第二十二条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める労働に関する法律の規定とする。 は、第二十二条の十九第二項等において準用する法律の規定とする。 は、第二十二条の十九第二項等において準用する法律の規定とする。 は、第二十二条の十九第二項等において準用する法律の規定とする。 は、第二十二条の十九第二項等において準用する法律の規定とする。 は、第二十二条の十九第二項を書といる接触では、第二十二条の十九第二項を書といる接触では、第二十二条の十十二条の十十二条の十十二条の十十二条の十十二条の十二条の十二条の	第三項		の見官中売を売み替えられる字可
特別	いて第一項の申請	次の表のと おりとす	第二十六条の十三 法第五十一条の二十第二項の規定
おいて連用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律とする。	前項	() () () () () () () () () ()	(指定特定相談支援事業者の指定に関する読替え)
業所(法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める使用人) 大条の十一法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三陣でといる)及び第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三陣でといる)及び第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三庫に掲げる法律とする。 大条の十一法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三庫に掲げる法律とする。 大条の十一法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三庫に掲げる法律とする。 大条の十一法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三庫に掲げる法律とする。 大条の十一法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を第三十六条第三庫に掲げる法律とする。 大条の十一法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人) 「指定特定相談支持事業者に係る法第三十六条第三庫において準用する法第三十六条第三庫に掲げる法律の規定とする。 「指定特定相談支持事業者をいるで定める使用人」 「指定特定相談支持事業者をいるで定める使用人」 「指定特定相談支持事業者をいるで定める使用人」 「指定特定相談支持事業者をいるで定める使用人」 「指定特定相談支持事業者をいるで定める使用人」 「指定特定相談支持事業者をいるで定める性用人」 「指定特定相談支持事業者をいるで定める使用人」 「指定特定相談支持事業者をいるで定める使用人」 「指定特定相談支持事業者をいるを持事業者をいるを含む。」「指定特定相談支持事業者をいるを含む。」「対象者を対象者を対象者を対象者を対象者を対象者を対象者を対象者を対象者を対象者を	る規定 読み替えられる字句	法の規定	第一項において同じ。)を管理する者とする。
大条の十二 法第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第三位に掲げる法律とする。 大条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第三位(指定十六条第三位に掲げる法律とする。 大条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項(第十二号)がら前号まで 「根が改善を合む」において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項(第十二号)がら前号まで 「大条の十四を表第三年で又は第八号第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項(第十二号)がら前号まで 「おいて準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項(第十二号)がら前号まで 「おいて準用する法律の規定とする。」 「指定特定相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人」 「指定十六条の十四を表記」では、第二十六条の十四を表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表記で表	読	第二十六条の十七	援事業所(法第五十一条の十九第一項に規定する一
大条の十二 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第五号の立合で定める法律) 第三十六条第三衛元号 から前号まで おいて準用する法第三十六条第三項第五号の立合で定める法律 がっこう みび第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を 第三十六条第三第四号から第六号まで又は第八号第五号のの合で定める法律は、第二十二条第一項 「第二十六条第三障社で、)とおいて準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項 「第二十六条第三階書福祉サービス事業者」 「相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第五号の立の政令で定める法律」 「第二十六条第三階十一号」 「第二十一条の二十一条の二十一条の二十一条の二十一条の二十一条の二十一条の二十一条の	*者をいう。次条において同じ。)の指定の更新に関する法第五-	一般相談支	合を含む。)において準用する法第三十六条第三項
「 日本の 日本の		第	第二十六条の十二 法第五十一条の十九第二項 (法第
は、第二十二条の二各号に掲げる法律の規定とする。 は、第二十二条の二各号に掲げる法律の規定とする。 は、第二十二条の二各号に掲げる法律の規定とする。 は、第二十二条の二各号に掲げる法律の規定とする。 は、第二十二条の二名号に掲げる法律の規定とする。 は、第二十二条の二名号に掲げる法律の規定とする。 は、第二十二条の二名号に掲げる法律の規定とする。 は、第二十二条の二名号に掲げる法律の規定とする。 は、第二十二条の二名号に掲げる法律の規定とする。 は、第二十二条の二名号に掲げる法律の規定とする。 は、第二十二条の二名号に掲げる法律の規定とする。 は定特定相談支援事業者 は、第二十二条の二名号に掲げる法律の規定とする。 は定特定相談支援事業者 は定一般相談支援事業者 において準用する法第三十六条第三陸でとする。 は定特定相談支援事業者 は定一般相談支援事業者 は定一般相談支援事業者 は定一般相談支援事業者 において準用する法律の規定とする。 において準用する法第三十六条第三位において準用する場合 第三十六条第三位において準用する場合 第三十六条第三位において連用する場合 第三十六条第三位は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は	般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新に関		(指定一般相談支援事業者に係る法第三十六条第三
おの)において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の 接事業所 (法第五十一条の十一条の十一条の二十第二項 (法第五十一条の二十一第二項において準用する場合	において同じ。)を管理する者とする。		規定は、第二十二条の二各号に掲げる法律の規定と
大条の十一 法第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合 一方条の十四大条の十一 大条の十四大条の十一 大条の十四大条の十一 大条の十一 大条の十十 大条第三 第三十六条第三 第三十六条第三 第三十一条の十九第二 19 19 19 19 19 19 19 1	5(法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所を	働に関する法律の	を含む。)において準用する法第三十六条第三項第
大条の十一 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場 第二十六条の十四六条第三 「	40	いて準用する場合	合を含む。)及び第五十一条の二十第二項(法第五
特定にはいて準用する法第三十六条第三衛語組サービス事業者 指定で書稿社サービス事業者の 特定で表第三衛語を持った。		おいて準用する場 第	第二十六条の十一 法第五十一条の十九第二項(法第
R五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項 (法第五十一条の二十一第二項において準用する法律とする。	定相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定		
おおいて準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項 項第十一号	ヮ から前号まで 前号	政令で定める	
つ。)において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項 「項第十一号 「対象の十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合 「有第九号 「有第九号」 「大条の十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項(法第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項第五号の政令で定める法律」 「有第九号」 「有第十一号」 「有第十十一号」 「有第十一号」 「	条第三第四号から第六号まで又は第八号第五号から第六号まで		各号に掲げる法律とする。
から前号まで、日本の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を 大条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を 大条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項第五号の政令で定める法律) 大条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項第五号の政令で定める法律) 大条第三に下るのでは、日本の一方のでは、日本の一方のでは、日本の一方のでは、日本の一方のでは、日本の一方のでは、日本の一方のでは、日本の一方のででは、日本の一方のでは、日本の下方のでは、日本のでは、日本のでは、日本の下方のでは、日本の下方のでは、日本の下方のでは、日本の下方のでは、日本の下方のでは、日本の下方のでは、日本の下方のでは、日本の下方のでは、日本のでは、日本のでは、日本ので			含む。)において準用する法第三十六条第三項第五
 ★条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する法律) 「第二十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律) 「第二十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律) 「第二十六条第三障害福祉サービス事業者」 「第二十六条第三指定障害福祉サービス事業者」 「第二十六条第三指定障害福祉サービス事業者」 「第二十六条第三指定障害福祉サービス事業者」 「第二十六条第三指定障害福祉サービス事業者」 「第二十六条第三指定障害福祉サービス事業者」 「第二十六条第三指定障害福祉サービス事業者」 「第二十六条第三指定障害福祉サービス事業者」 	障害福祉サービス相		を含む。)及び第五十一条の二十第二項(法第五十
おおけ一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律) 第三十六条第三都道府県知事		ш	
「関節七号 「関節七号 「関節七号 「関節七号 「関節七号 「関節七号 「関節七号 「関節を関する。」」」、「関節を関する。 「関節を関する。」、「関節を関する。 「関節を関する。 「「関節を関する。 「関節を関する。 「関節を関する。 「関節を関する。 「「関する。 「「関節を関する。 「「関する。	三都道府県知事 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		(法第五十一条の十九第二項等において準用する法)
一号 一号 一号 一号 一号 一号 一号 一号	ービス事業者	第八号、第九号又は前	第三
ザス 相談支援 指定障害福祉サービス事業者 指定障害福祉サービス事業者の 出	\rightarrow		一号
サービス事業者 指定一般相談支援事業者	をいう。以下この項に	談支援	障害福祉サービス相
	ビス事業者の	定一般相談支援事業者	サービス事業者

;)			
第三十一条			用する第三十六条第三項第九号
(支給認	都道府県知事又は市町村長	- 都道府県知事	第五十一条の二十第二項において準
して行う		業者	
をいう。	指定特定相談支援事業者	-指定障害福祉サービス事	第五十一条の二十第二項において準
第三十条		業者	
ことをひし	当該	当該指定障害福祉サービ	
らものに	おいて同じ。)の		
第四号は	相談支援事業者をいう。		
第 别 看 治	規定す	業者の	
客 假 沿 法	-指定特定相談支援事業者(第五十二	指定障害福祉サービス事	用する第三十六条第三項第六号
未食と、	特定相談支援事業所	-サービス事業所	第五十一条の二十第二項において準
7. 艺术影	特定相談支援事業	障害福祉サービス事業	
ところに		準に対する。	
民税の同		重営こ月	
療のあっ	《の運営に関する基準の運営に関する基準	障害福祉サービスの事業の運営に展りの多色で気を含力気である。	月 で、そので、一 アクタラニエンタラニーチ
項に規定	かぎ巨りる旨臣十回目炎を受り事を 第五十一条の二十四第二項の主務省	守長り 食列第四十三条	
るもの	等記一一		
いう。			
る支給記	等に一人の二一回等一頁の	ローミル等・買り出	
第二十九条	可じい 単常のでした リアこの呼ばれして		
(支給認	という。人でこう・エリカス		了一个人们的一个人们的一个人们的一个人们的一个人们的一个人们的一个人们的一个人们的
生労働労	二十第一頁こ規定する寺宦目炎支援・特別・東京教育学院(第3十一多の)	サービン事業月	
第二十八条	官目炎乞爰퇅矣斤 (育丘上		育丘トーをり二十第二頁この / C単
(市町村		第七号を除く。)	
第十九条第	九号まで、第十一号又	指定の中	
法の規定中		次の各号(療養介護に係第	
第二十七条			
(支給認	第五十一条の二十一第一項の指定の	第一項の申請	用する第三十六条第三項
一	市町村長は	- 都道府県知事は	第五十一条の二十第二項において準
る者とよ	第五十一条の二十一第一項	前項	第四十一条第二項
2 法第五	読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中読み替える規定
事業所を		のとおりとする。	る技術的読替えは、次の表のと
第二十六条	第五十一条の二十一第二項の規定によ	る法質	者をいう。次条において同じ。)
(法第五	一号に規定する指定特定相談支援事業	(法第五十一条の十七第一項第	2 指定特定相談支援事業者(法籍
二第二			
一第一	号又は前号	から前号まで	用する第三十六条第三項第
りとする	又第五号から第六号まで、第八号、第九	7,	一条の十
める法律			
第二十六条			用する第三十六条第三項第
(法第五	相談支援	障害福祉サービス	五十一条の十九第二項において
用する第一		;	用する第三十六条第三項第七号
第五十一条	事指定一般相談支援事業者	温祉サービス	第五十一条の十九第二項において
用する第二	-	1 2	
第五十一条	ビ当該指定一般相談支援事業者	当該指定障害福祉サービ	_

条の二十第二項において準第四号から第六号まで又第五号から第六号まで、 条の二十第二項において準|障害福祉サービス 4十一条の二十九第一項第十号及び第二項第九号の政令で定める法律) 三十六条第三項第十二号 |は第八号から前号まで 三十六条第三項第十一号 九号又は前号 相談支援 第八号、 第

- 律及び指定特定相談支援事業者に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとお 条の十六 指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の二十九第一項第十号の政令で定
- 一十二条第一項各号(第十五号を除く。)に掲げる法律
- 一十六条第一項各号(第五号を除く。)に掲げる法律

4十一条の二十九第一項第十二号及び第二項第十一号の政令で定める使用人)

- 条の十七 法第五十一条の二十九第一項第十二号の政令で定める使用人は、一般相談支援 を管理する者とする。
- |五十一条の二十九第二項第十一号の政令で定める使用人は、 特定相談支援事業所を管理す

総定に関する読替え) 第四節 自立支援医療費、 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

次の表のとおりとする。 読み替える字句

市町村

市町村等

7を経由して行う支給認定の申請)

- **定に係る政令で定める基準) 省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。 法第五十三条第一項の申請のうち精神通院医療に係るものについては、 内閣府令・厚
- 同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定める 定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定自立支援医 以下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として内閣府令・厚生労働省令で定め 認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等(法第二条第一項第一号に規定する障害者等を 条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定(法第五十二条第一項に規定す により合算した額が二十三万五千円未満であることとする。 った月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村 (以下「支給認定基準世帯員」という。) について指定自立支援医療 (法第五十八条第一
- までの規定の適用(同条第三号及び第四号の内閣府令・厚生労働省令で定める者に該当す 法の規定による被扶養者をいう。)に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から 第二十三条第一項第九号に規定する扶養親族をいう。)及び被扶養者(健康保険法、 認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員(当該障害者の配偶者を除く。)の扶養親族(地 とすることができる。 に係る適用を除く。)については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであ 国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共

(給者証の交付)

- うことができる。 以下同じ。)の交付は、 精神通院医療に係る法第五十四条第三項の医療受給者証(同項に規定する医療受給者証 内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、 市町村を経由
- 『定の変更の認定に関する読替え)
- 法の規定中読み替える規定 次の表のとおりとする。 読み替える字句

認定障害者等に対し支給認定を行った市町村等(法第八条第一項に規定する市町村等をいう。以る事項を変更したときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給 下同じ。)に当該事項を届け出なければならない いて同じ。)内において、当該支給認定障害者等の氏名その他の内閣府令・厚生労働省令で定め じ。)は、支給認定の有効期間(法第五十五条に規定する支給認定の有効期間をいう。次条にお (申請内容の変更の届出) 支給認定障害者等(法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同 市町村等

経由して行うことができる。 精神通院医療に係る前項の届出は、 内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、 市町村を

(医療受給者証の再交付)

第三十三条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認 令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。 定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省

経由して行うことができる 精神通院医療に係る前項の申請は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、 市町村を

(支給認定を取り消す場合)

第三十四条 法第五十七条第一項第四号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

の他その世帯に属する者が、正当な理由なしに法第九条第一項の規定による命令に応じないと 支給認定を受けた障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主そ

二 支給認定障害者等が法第五十三条第一項の規定又は第五十六条第一項の規定による申請に関 し虚偽の申請をしたとき。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額)

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 法第五十四条第一項の主務省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等 の他の事情をしん酌して政令で定める額(附則第十三条において「負担上限月額」という。)は、三十五条 法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態そ

から第五号までに掲げる者を除く。) 一万円 けた者(以下「高額治療継続者」という。)である場合における当該支給認定障害者等(次号 るものに該当する旨の市町村等による認定を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより受 治療を長期間にわたり継続しなければならない者として内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定め その支給認定に係る障害者等が、当該支給認定に係る自立支援医療について、費用が高額な

である場合における当該支給認定障害者等 (次号から第五号までに掲げる者を除く。) 五千円 税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千円未満 あった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民 支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療の その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であって、当該支給認定に係る障害者等及び 市町村民税世帯非課税者(その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自

> 当該支給認定障害者等(次号に掲げる者を除く。) 二千五百円 除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によ いて要保護者である者であって内閣府令・厚生労働省令で定めるものに該当する場合における 又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月にお の他の内閣府令・厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者 年の前年に支給された国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく障害基礎年金そ 所得金額が零を下回る場合には、零とする。)及び当該指定自立支援医療のあった月の属する 当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計 るものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、 第二十六号)第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控 当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律 定する合計所得金額(所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、 療のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規 五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)、当該指定自立支援医 において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十 定自立支援医療のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定自立支援医療のあった月の属する年の前年(指

る場合における当該支給認定障害者等 いて、被保護者又は要保護者である者であって内閣府令・厚生労働省令で定めるものに該当す その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月にお

(病院又は診療所に準ずる医療機関)

第三十六条 法第五十九条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、 各号に掲げるものとする。

健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者

事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。) する訪問看護を行う者に限る。)又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定

(指定自立支援医療機関の指定に関する読替え)

第三十七条 法第五十九条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

者等をいう。次号において同じ。)又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員 日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定障害 立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合 定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等(次号及び第五号に掲げる者を除 が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であって内閣府令・厚生労働省令で 定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期 にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で |第三十六条||第五十条第一項(同条第三項において準用する場第六十八条第 部分 列記以外のは、第七号を除く。) 第三項各号次の各号(療養介護に係る指定の申請にあ 第三十六条第一項 規定 読み替える |法の規定中読み替えられる字句 項第六合を含む。以下この項において同じ。)、第五十 |当該指定障害福祉サービス事業者 指定障害福祉サービス事業者の |条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条 の三第六項 ヘ―ビス事業所を管理する者その他の政令で定め|医療機関の管理者 って|第四号から第六号まで又は第八号 当該指定自立支援医療機関の開設者 |第二項に規定する指定自立支援医療| 第五十九条第一項 機関をいう。)の 指定自立支援医療機関 読み替える字句 ら第十三号まで 項 (第五十四

																																										1;	
第四十条法	그	とする。	法第六十条	百二十三号	とあるのは	おいては、	第三十九条	(指定自立芸	める労働に	第三十八条の二	する法律の規定)(法第五十九条第	(第十号を吟	は、第二十		(法第五十4		第十	第三十六条					三項第十	第三十六条									号	第三項第九	十六条							号	第三項第八
、言葉音に「ここでは、という」では、これでは、これでは、これでは、これでは、法第六十五条の規定により指定を辞退しようとする指定自立支援医療機関の開設者は、	(指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出)		;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関」と、「前項」とあるのは	5「障害者の日常生活及び社会生活を総合的にす	おいては、同項中「保険医療機関(第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。)又は保険薬局」	法第六十条第二項の規定により健康保険法第六		9る法律の	と 第五十	する法律の規定)(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働	(第十号を除く。) に掲げる法律とする。	※ ^^ !	-八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律	(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三			障害福祉サービス	当該事業の廃止	当該届出			若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出	第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二	当該届出	当該事業の廃止			る事業の廃止	第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項	しくは第二項	第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項	しくは第二項	場合を含む。)	第四十八条第一項(同条第三項において準用する第六十六条第		当該事業の廃止			若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出	四十六条第二項		第三 項 第八 くは第二項又は第七十六条の三第六項第三十六 条質王十条第一項 第三十一条の二十九第一項
する指定自立支援医療機関の開設者は、			「同条第一項」とあるのは「同法第五十九条第一項」と読み替えるもの	医療機関」と、「前項」とあるのは「同	文援するための法律(平成十七年法律第)	州院及び診療所を除く。)又は保険薬局」	ハ十八条第二項の規定を準用する場合に	はい、音音の対象の	第二十二条の二各号に掲げる法律の規定とする。	・九条第三頁こおハて隼用する去第三十六条第三項第五号の二の政令で定し	項第五号の三の政令で定める労働に関		第十三号及び第十五号並びに第二項各号	-六条第三項第五号の政令で定める法律	項第五号の政令で定める法律)			自立支援医療	当該指定の辞退	当該申出	申出	四十条の規定による	合的に支援するための法律施行令第	項障害者の日常生活及び社会生活を総	当該申出	当該指定の辞退	申出	四十条の規定による指定の辞退の	合的に支援するための法律施行			項若第六十八条第一項		(若)	¹ る第六十六条第一項	当該申出	当該指定の辞退		四十条の規定による指定の辞退の	合的に支援するため			明老し 第7十 川 条第一 平
					第五十八条第五		項	五十八条第四		三号	二号及び第	第五十八条第三						第五十八条第三		項	第五十八条第三	替える規定	法の規定中読み	第四十二条の二	(療養介護医療	二第二十六	除く。) に掲げる法律		کے	第四十二条 法	(法第六十八条				第五十条第二項		第五十条第一項		第五十条第一項	第五十条第一	第五十条第	法の規定中読み替える規定	第四十一条 法第
当亥旨定自立支爰至於幾関	支給認定障害者等	市町村等	自立支援医療	定自立支援医療機関	支給認定に係る障害	自立支援医療		前項	支給認定障害者等			指定自立支援医療			担能力、障害の状態	支給認定障害者等の		指定自立支援医療			(当該指定自立支援医		蒜目		(療養介護医療費の支給に関する読替え)	条第一項各号(第五	げる法律	第二十二条第一項第一号から第四号まで、	りとする。	第六十八条第二項に	、第二項において準度						項第十二号及び第十三障害福祉サー		項第十一号	項第十号	一項第九号	替える規定	第六十八条第二項の
	支給決定障害者	市町村		圏から指定指定療養介護医療	青者等が指支給決定障容	療養介護医療		第七十条第二項に	支給決定障害者			指定療養介護医療	の家計の負担能力			の家計の負支給決定障害者		指定療養介護医療	以下この条に		医療 (当該指定療養介護医療		読み替える字句	法第七十条第二項の規定による技術的読替えは、	読替え)	二 第二十六条第一項各号(第五号を除く。)及び第二項第一号に掲げる法律				において準用する法第三	用する法第五十条第一項		指定障害福祉サービス		市町村		二障害福祉サービスに	障害福祉サービスに	前各号	前各号	第二十九条第一項	読み替えられる字句	R六十八条第二項の規定による技術的読替えは、次の表の医療機関の排気の耳消しびに交対の優別に関する記書など
善福祉サービス事業者	吾者			護医療	支給認定に係る障害者等が指 支給決定障害者が指定障害福祉サービス事業者から	療		二項において準用する前項	害者			護医療	担能力	を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。)		害者(第七十条第一項に規定する介護給		謢医療	以下この条において同じ。)	者から受けた当該指定に係る療養介護医療をいう。	《養介護医療(指定障害福祉サービス事業			5替えは、次の表のとおりとする。		埧第一号に掲げる法律		第八号及び第十三号並びに第二項各号(第十号を		法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第十号の政令で定める法律	第二項において準用する法第五十条第一項第十号の政令で定める法律)	医療機関	ビスを 指定自立支援医療を	給する市町村	更生医療に係る自立支援医療費を支		自立支援医療に	自立支援医療に	前二号	前号	第五十四条第二項	読み替える字句	法第六十八条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(基準該当療養		項	第五十八条第六	
6介護医療費の支給に関する読	支給認定障害者等		前項	当該指定自立支援医療に
替え)	支給決定障害者		第七十条第二項において準用する前項	当該指定療養介護医療に

法の規定中読み替読み替えられる字句 第四十二条の三 法第七十一条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える字句

	基準該当療養介護医療	自立支援医療	
	第七十一条第二項において準用する前項	界四項 前項	第五十八条第四項前項
	支給決定障害者	支給認定障害者等	
		弗三号	第二号及び第三号
	基準該当療養介護医療	第五十八条第三項指定自立支援医療	第五十八条第
	の負担能力		
計 2	受けた障害者をいう。以下この条において同じ。) の家計	状態	
を	の 給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を	計の負担能力、障害の	
護	支給決定障害者(第七十一条第一項に規定する特例介護	支給認定障害者等の家支給決定障害者	
			第一号
	基準該当療養介護医療	第五十八条第三項指定自立支援医療	第五十八条第
	<u>じ</u> °)		
同	る基準該当療養介護医療をいう。以下この条において同		
チ	第五十八条第三項 (当該指定自立支援医療 (当該基準該当療養介護医療(第七十一条第一項に規定す	弗三項((当該指定自立支援医療	第五十八条第
			える規定
	語る本文を行	夫 気に言る者言み者 フルオスニイ	光の共気に言

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額)

第四十二条の四 法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第 該各号に定める額とする。 る支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第十三条の二において同じ。)の区分に応じ、 び附則第十三条の二において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者 (法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定す 号の当該支給決定障害者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(次項及 · 当

- 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万二百円
- 護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者 である場合における当該支給決定障害者をいう。次号において同じ。)又は支給決定障害者及 含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。) 村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を 等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町 する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定療養介護医療 定する基準該当事業所をいう。)若しくは基準該当施設から受けた法第七十一条第一項に規定 び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあった月において要保 から受けた当該指定に係る療養介護医療又は基準該当事業所(法第三十条第一項第二号イに規 サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。) (次号及び第四号に掲げる者を除く。) 二万四千六百円 (特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。)が指定療養介護医療等(指定障害福祉 市町村民税世帯非課税者(支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者
- この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額、当該指定療養介護医療等のあった月の属 、指定療養介護医療等のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定療養介護医療等のあった月の属する年の前年

支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあっ 該支給決定障害者(次号に掲げる者を除く。) 一万五千円 た月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当 年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は 該指定療養介護医療等のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎 除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)及び当 公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控 が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する よる控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額 同条第二項の規定により計算した金額(租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定に する年の前年の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金 (所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、

あった月において、被保護者又は要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当」 支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が、指定療養介護医療等の する場合における当該支給決定障害者

得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所 る。以下この項において同じ。)の指定療養介護医療等に係る負担上限月額は、前項の規定にか 得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る支給決定障害者(二十歳未満の者に限 五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案し 障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二 かわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下の範囲内で支給決定 て厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の

とする。 のイから二までに掲げる区分に応じ、それぞれイから二までに定める額を超える場合は当該 は法第三十条第三項第一号及び第二号に定める額を合計した額に百分の十を乗じて得た額(次 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額又

- 前項第一号に掲げる者 三万七千二百円
- 前項第二号に掲げる者 二万四千六百円
- 前項第三号に掲げる者 一万五千円
- 前項第四号に掲げる者
- 準負担額及び同法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額の合計額 じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。)並びに支給決定障害者が同 用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額(前項各号に掲げる区分に応 一の月に受けた指定療養介護医療等に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標 る法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療等に係る健康保険の療養に要する費 支給決定障害者が同一の月に受けた法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用す
- 三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定 める額

(医療に関する審査機関)

| 第四十三条 | 法第七十三条第三項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払 第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介 基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条 護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会とする。

(補装具費の支給に係る政令で定める者等)

第四十三条の二 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者の配

十二条第一項第二号に掲げる所得割の額が四十六万円であることとする。 四十三条の五第一項において同じ。)のあった月の属する年度(補装具の購入等のあった月が四 について、補装具の購入等(同項本文に規定する購入等をいう。以下この項、次条第二号及び第 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者又はその配偶者 から六月までの間にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担 条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等(同 二号において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(補装具費に係る負担上限月額)

次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円

具の購入等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定に のに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 た月において被保護者若しくは要保護者である者であって内閣府令・厚生労働省令で定めるも 障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入等のあっ を除く。)である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。)又は補装具費支給対象 れた者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者 よる市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除さ に限る。)にあっては、その配偶者に限る。)が補装具の購入等のあった月の属する年度(補装 市町村民税世帯非課税者(補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と 一の世帯に属する者(補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項の申請に係る障害者 零

第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス及び介護給付費等)

第四十三条の四 法第七十六条の二第一項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるもの 条の二に規定する高額医療合算介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービ 当するサービスを含む。)(次条第一項第三号において「居宅サービス等」と総称する。)とする。 険法第五十一条に規定する居宅サービス (これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービ 法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保 サービス費(次条第一項第三号及び第七項において「介護サービス費等」と総称する。)とする。 ビス費及び高額介護予防サービス費並びに同法第六十一条の二に規定する高額医療合算介護予防 ビス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス 規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サー 項に規定する介護給付費等(以下「介護給付費等」という。)とし、法第七十六条の二第一項に 予防サービス(これに相当するサービスを含む。)及び地域密着型介護予防サービス(これに相 ス(これに相当するサービスを含む。)及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護 法第七十六条の二第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第十九条第一 費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サー 施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第五十一 法第五条第一項に規定する障害福祉サービス (以下「障害福祉サービス」という。) とし、

項第二号において同じ。) を乗じて得た額とする。 一 障害者及び当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者が、当該障害者が六十五歳に達する (高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等) の合計額を控除して得た額 基準額の合計額から当該購入等をした補装具につき支給された同条第一項に規定する補装具費 象障害者等に限る。)が同一の月に購入等をした補装具に係る法第七十六条第二項に規定する 障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である補装具費支給対 除して得た額 号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等の合計額を控 受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び法第三十条第三項各 ビスに係る支給決定を受けていたこと。 障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。第三号において同じ。)が同一の月に 六十五歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていなかったこと 同一の世帯に属する補装具費支給対象障害者等(補装具費支給対象障害者等が特定支給決定 同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定

第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同法第四十九条の二第 同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれら する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、 第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定 二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百、同法第五十条 介護予防サービス費を除く。)の合計額に九十分の百(介護保険法第四十九条の二第一項又は 額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算 決定を受けた障害者に限る。)が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等(高 同一の世帯に属する支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給

ビスとして政令で定めるものは、

スとして政令で定めるものは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護及び短期入所(第五項第

おいて「介護保険相当障害福祉サービス」という。)とする。

法第七十六条の二第一項第二号に規定する介護給付等対象サービスに相当する障害福祉サービ

法第七十六条の二第一項第二号に規定する障害福祉サービスに相当する介護給付費等対象サー

介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、

同条第七項に規

(次条第六項において「障害福祉相当介護保険サービス」という。) とする。 通所介護及び同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護並びにこれらに相当するサービス 定する通所介護、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十七項に規定する地域密着型

- 情を勘案して政令で定める障害者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 法第七十六条の二第一項第二号に規定する当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事
- ービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き介護保険相当障害福祉サー 六十五歳に達する日前五年間(入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サ
- の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税での場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村 する月において被保護者若しくは要保護者であって厚生労働省令で定めるものに該当していた の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)であったこと又は障害者及び 日の前日の属する年度(当該障害者が六十五歳に達する日の前日の属する月が四月から六月ま 当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者が、当該障害者が六十五歳に達する日の前日の属
- 三 六十五歳に達する日の前日において障害の程度が厚生労働省令で定めるものに該当していた

第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者等(前条第五項各号に掲げる 等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高 合算した額(以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害福祉サービス 要件のいずれにも該当する者を除く。以下この条において同じ。)については、次に掲げる額を 装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三 障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入等をした補 額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率(支給決定

ビス費等の合計額を控除して得た額でおいら当該居宅サービス等につき支給された介護サーた割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サーた割合で除して得た割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除しの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除し

類を空余して得た額 「関を空余して得た額」 「関を空余して得た額」 「関を空余して得た額である同項に規定する指定入所支援に係る同条第二項第一号に掲げる額のけた同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援に係る同条第二項第一号に掲げる額のけた同法第二十四条の三第一項に規定する入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決に規定する入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決 同項 一回世帯に属する児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者(同項

る。 2 支給決定障害者等が、次条第二号に掲げる者であるときは、前項第三号に掲げる額は零とす

3 同じ。)を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害担上限月額と特定保護者負担上限月額のいずれか高い額とする。以下この項及び第五項において 福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。 保護者に限る。)が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあっては、当該負 該支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の スに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)を合算した額が負担上限月額(当 この条において同じ。)である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービ 給付決定保護者(児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下 第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が入所 下この項及び第五項において同じ。)及び第一項第五号に掲げる額(当該支給決定障害者等 である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。 福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。) により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者(児童 項第一号に掲げる額、同項第四号に掲げる額(当該支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定 第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第 (法 以

を乗じて得た額とする。)

导と領して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に支給決定障害者等按分率を乗じてして得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に支給決定障害者等按分率を乗じて二、調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除

きは、いずれか高い額とする。当該支給決定障害者等が次の各号のいずれにも該当すると当該各号に定める額とする。ただし、当該支給決定障害者等が次の各号のいずれにも該当すると前項の「特定保護者負担上限月額」とは、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、

当する額行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額に相行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額に相一通所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該通所給付決定保護者に係る児童福祉法施

行令第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額に相当する額二 入所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該入所給付決定保護者に係る児童福祉法施

合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。配偶者である支給決定障害者等に限る。)に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を配偶者である支給決定障害者等(特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びそのに属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯

一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。 ・高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者(前条第五項各号に掲げる要件のいずれに ・高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者(前条第五項各号に掲げる要件のいずれに ・高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者(前条第五項各号に掲げる要件のいずれに ・高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者(前条第五項各号に掲げる要件のいずれに ・高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者(前条第五項各号に掲げる要件のいずれに ・高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者(前条第五項各号に掲げる要件のいずれに ・高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者(前条第五項各号に掲げる要件のいずれに ・高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者(前条第五項各号に掲げる要件のいずれに

二 イ及びロに掲げる額の合計額

居宅介護サービス費等
イ 当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスにつき支給された

ス費の合計額に障害福祉相当按分率を乗じて得た額ロージを持定給付対象者に対して支給された高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス

用を除して得た率をいう。町村が定めた割合で除して あっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市 対が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額をもって障害福祉相当介護保険サービス費

者に係るものについては厚生労働省令で定める。 第一項第一号に掲げる者に係るものについては内閣府令・厚生労働省令で、 (高額障害福祉サービス等給付費算定基準額) 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、法第七十六条の二 前条第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額は、 同項第二号に掲げる 次の各号に掲げる者

区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第十七条第一号から第三号までに掲げる者 三万七千二百円

第十七条第四号に掲げる者

第三章 障害者支援施設

第四十三条の七 市町村は、その設置した障害者支援施設を休止し、 あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。 又は廃止しようとするとき

たときは、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。 名称若しくは所在地を変更し、又は当該施設の建物、設備若しくは事業内容に重大な変更を加え、市町村長(特別区の区長を含む。)は、当該市町村において、その設置した障害者支援施設の 2

第四章 費用

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

対象額(同項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。以下この条において同紀四十四条 都道府県は、法第九十四条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担 じ。) の百分の二十五を負担する。

五十を負担する。 国は、法第九十五条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額の百分の

3 区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる費用の

支給に要する費用 障害福祉サービス費等(法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。)の 次のイ又は口に掲げる費用の区分に応じ、当該イ又は口に定める額を合算

(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)のいずを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額 臣及び厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービス 他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して内閣総理大 ものに限る。)の支給に要する費用 当該介護給付費等について障害者等の障害支援区分、 総理大臣及び厚生労働大臣が定める要件に該当するものが利用する障害福祉サービスに係る び常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして内閣 介護給付費等(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及

当該収入の額を控除した額) 特別給付費の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、 給付費の支給に要する費用 当該介護給付費等、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者介護給付費等(イに掲げるものを除く。)、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別

収入があるときは、当該収入の額を控除した額) 相談支援給付費等(法第九十二条第二号に規定する相談支援給付費等をいう。)の支給に要 当該相談支援給付費等の支給に要した費用の額 (その費用のための寄附金その他の

三 高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用 当該高額障害福祉サービス等給付費の (その費用のための寄附金その他の収入があるときは、 当該収入の額を

(自立支援医療費等に係る都道府県及び国の負担)

第四十五条 法第九十四条第一項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して負担する同項第 用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、 おいて「自立支援医療費等」という。)の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費 る基準によって算定した額とする。 |号の額は、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費(次項に 内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定め

用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、 号又は第三号の額は、自立支援医療費等の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費 る基準によって算定した額とする。 法第九十五条第一項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して負担する同項第二 内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定め

(地域生活支援事業に係る都道府県及び国の補助)

第四十五条の二 法第九十四条第二項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して補助する同 準によって算定した額とする。 ための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基 項の額は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用の

るそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、 号の額は、市町村又は都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけ 働大臣が定める基準によって算定した額とする。 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して補助する同項第二 内閣総理大臣及び厚生労

(市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の補助

第四十五条の三 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村に対して補助する同項第一 談支援給付決定に係る事務の額の合計額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他会に委託している場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。)の額及び市町村が行う地域相 律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査 号の額は、市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用(地方自治法(昭和二十二年法 額とする。 の収入の額を控除した額につき、 内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によって算定した

第五章 審查請求

(不服審査会の委員の定数の基準)

第四十六条 法第九十八条第一項に規定する不服審査会(以下「不服審査会」という。)の委員 支援給付費等(法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。)に係る処分 定数に係る同条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の介護給付費等又は地域相談 八条第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。 に関する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十 (会議)

第四十七条 不服審査会は、会長が招集する。

2 ない。 不服審査会は、 会長及び過半数の委員の出席がなければ、 これを開き、 議決をすることができ

3 不服審査会の議事は、 ところによる。 出席した委員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、 会長の決する

(合議体)

第四十八条 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体 下この条において「合議体」という。)で、審査請求の事件を取り扱う。 (以

2 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあっては、 っては、不服審査会の指名する委員が長となる。 会長が長となり、 その他のものにあ

合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として都道府県が定める数とする。

3

- きない。 4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることがで
- とする。 6 不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって不服審査会の議決

(市町村等に対する通知)

ことにより行わなければならない。 (平成二十六年法律第六十八号) 第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付する第四十九条 法第百二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法

(関係人に対する旅費等)

ては、条例の定めるところによる。は、地方自治法第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬につい第五十条 都道府県が法第百三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料について

第六章 雑則

(大都市等の特例)

(主務大臣)

の二第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定に定める事項を除く。)第十九条第三項、第二十七条(同項に係る部分に限る。)、第二章第二節第四款及び第七十六条支援事業、自立支援医療、補装具、移動支援事業及び地域活動支援センターに関する事項(法技援、基本相談支援(特定相談支援事業を行う者が行うものに限る。)、計画相談支援、特定相談援、基本相談支援、特定相談支援、特定相談支援、有動援護、短期入所、重度障害者等包括支一前号に掲げるもののほか、居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支

(権限の委任)

限を行使することを妨げない。
『里生支局長。以下この条において同じ。)に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその権厚生支局長。以下この条において同じ。)に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその権掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長(四国厚生支局の管轄する区域にあっては、四国第五十三条 法第百七条第三項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限のうち次の各号に

主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長るものに限る。) 当該権限の行使の対象となる法第四十二条第一項に規定する指定事業者等の一 法第五十一条の三及び第五十一条の四に規定する権限(前条第一項第二号に掲げる事項に係

る指定相談支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長事項に係るものに限る。) 当該権限の行使の対象となる法第五十一条の二十二第一項に規定す二 法第五十一条の三十二及び第五十一条の三十三に規定する権限(前条第一項第二号に掲げる

任する。 任する。 内閣総理大臣は、この政令の規定による内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委

(命令への委任)

ては厚生労働省令で定める。 五十二条第一項各号に掲げる事項については内閣府令・厚生労働省令で、それ以外の事項につい第五十五条 この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、第

則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(不服審査会の委員の任期の経過措置)

(主務大臣) 項の規定にかかわらず、同日までとする。 項の規定にかかわらず、同日までとする。 第二条 平成十九年三月三十一日以前に任命された不服審査会の委員の任期は、法第九十九条第一

る事項のほか、法附則第二条第一項の規定により障害者とみなされた障害児に関する事項とす第二条の二 法第百六条の二第一項ただし書の政令で定める事項は、第五十二条第一項各号に掲げ

(十八歳未満の精神障害者の障害福祉サービスの利用の特例)

(法附則第五条第一項の規定により支給決定を受けたものとみなされた者に関する読替え)

|法の規定中読み替える|読み替えられる字|読み替える字句||第四条 法附則第五条第二項の規定による読み替えは、次の表のとおりとする。

第五条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に法附則第二十五条の規定に第五条 この政令の施行の日(以下「旧児童福祉法」という。)第六条の二第二項に規定する児童居第五条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に法附則第二十五条の規定に

施行日に、行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。 するものに限る。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、2 施行日において現に旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護(行動援護に該当

施行日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。するものに限る。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、3 施行日において現に旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護(外出介護に該当

係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
括支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、児童デイサービスに4 施行日において現に旧児童福祉法第六条の二第三項に規定する児童デイサービスに係る居宅生

- 居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。るものを除く。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、障害者福祉法」という。)第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護(外出介護に該当す6 施行日において現に法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体

3

- ては、施行日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。出介護に該当するものに限る。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者につい7.施行日において現に旧身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護(外
- 給付費の支給決定を受けたものとみなす。 「障害者デイサービス」という。) に係る介護一項第六号に規定する障害者デイサービス (以下「障害者デイサービス」という。) に係る介護に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、法附則第八条第8 施行日において現に旧身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービス8 施行日において現に旧身体障害者福祉法第四条の二第三項
- 給付費の支給決定を受けたものとみなす。
 る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、短期入所に係る介護
 る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に
 気制入所に係
 の
 の
 に対いて現に旧身体障害者福祉法第四条の二第四項に規定する身体障害者短期入所に係
- 施行日に、居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。に該当するものを除く。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、障害者福祉法」という。)第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護(行動援護及び外出介護10 施行日において現に法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的
- 施行日に、行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。 護に該当するものに限る。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、11 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護(行動援
- 施行日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。護に該当するものに限る。)に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、12 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護(外出介12 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護(外出介
- に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。 る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、障害者デイサービス13 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第三項に規定する知的障害者デイサービスに係
- 訓練等給付費の支給決定を受けたものとみなす。 る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、共同生活援助に係る16 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第五項に規定する知的障害者地域生活援助に係

(法附則第九条に規定する政令で定める日)

第六条 法附則第九条に規定する政令で定める日は、平成十九年九月三十日とする。

(特定旧法指定施設に関する経過措置)

第六条の二 法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設(以下この条において「特定旧算六条の二 法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設」という。)であって平成十八年十月改正前知的障害者福祉法」という。)第十五条の三十第一項各号のいずれか又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「平成十八年十月改正前知的障害者福祉法」という。)第十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「平成十八年十月改正前身体障害者福祉法」という。)第十七条の三次指定施設」という。)であって平成十八年十月改正前身体障害者福祉法」という。)第十七条の三次指定施設」という。)であって平成十八年十月一日前に法附則第三十五条の規定による改正前第六条の二 法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設(以下この条において「特定旧

- 平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援 同項いて準用する同条第一項第五号に該当したものとみなして、同条の規定を適用する。同日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第五十条第三項にお後に当該各号に定める費用の請求を行った場合において、当該請求に関し不正があったときは、後に当該各号に定める費用の請求を行った場合において、当該請求に関し不正があったときは、特定旧法指定施設が、平成十八年十月一日前に行った次の各号に掲げる支援について、同日以
- 四第一項に規定する特定入所者食費等給付費項に規定する施設訓練等支援費又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十四の二 平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援 同

(福祉ホームに関する経過措置)

- 十一条第一項の規定により報告を求める処分とみなす。 十一条第一項の規定により報告を求める処分とみなす。 十条の規定による報告の命令(当該報告の期限が同日以後に到来するものに限る。)は、法第八十条の規定する身体障害者福祉ホーム等(以下この条において「みなし福祉ホーム」という。) た同項に規定する身体障害者福祉ホーム等(以下この条において「みなし福祉ホーム」という。) 第大条の三 平成十八年十月一日前に法附則第二十三条第二項の規定により福祉ホームとみなされ
- 二項の規定により施設の設備又は運営の改善を命ずる処分とみなす。る事業の改善の命令(当該改善の期限が同日以後に到来するものに限る。)は、法第八十二条第2 平成十八年十月一日前にみなし福祉ホームに対してなされた社会福祉法第七十一条の規定によ
- (相談支援事業に関する経過措置)(相談支援事業に関する経過措置)(相談支援事業に関する経過措置)(当該停止の期間が同日において満了していないものに限る。)又は平成十八年十月改正前身体障(当該停止の期間が同日において満了していないものに限る。)又は平成十八年十月改正前身体障(当該停止の期間が同日において満了していないものに限る。)又は平成十八年十月改正前身体障(当該停止の期間が同日において満了していないものに限る。)又は平成十八年十月改正前身体障害者。平成十八年十月一日前にみなし福祉ホームに対してなされた平成十八年十月改正前身体障害者。
- 第六条の四 平成十八年十月一日前に法附則第二十三条第三項の規定により相談支援事業とみなさ第六条の四 平成十八年十月一日前に法附則第二十三条第三項の規定により相談支援事業等(以下この条においっ。)に対してなされた法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(以下この条においれた同項に規定する障害児相談支援事業等(以下この条において「みなし相談支援事業」とい
- 制限又は停止を命ずる処分とみなす。期間が同日において満了していないものに限る。)は、法第八十二条第一項の規定により事業の知的障害者福祉法第二十一条の三の規定による事業の制限又は停止の命令(当該制限又は停止の知的障害者福祉法第二十四条の五、平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十条又は平成十八年十月改正前2平成十八年十月一日前にみなし相談支援事業に対してなされた平成十八年十月改正前児童福祉

(法附則第二十九条第一項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス)

| 居宅介護(行動援護及び外出介護に該当するものを除く。)が提供されている障害児及び障害児||この条において「旧法措置」という。)を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童||第七条|||施行日において現に旧児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による行政措置(以下||

て「新法措置」という。)を受けて居宅介護が提供されている障害児等とみなす。による改正後の児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による行政措置(以下この条において「障害児等」という。)は、施行日に、法附則第二十五条の規定

- 外出介護が提供されている障害児等とみなす。(外出介護に該当するものに限る。)が提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて(外出介護に該当するものに限る。)が提供されている障害児等は、施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護
- いる障害児等とみなす。 ビスが提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて児童デイサービスが提供されて 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第三項に規定する児童デイサー

(法附則第三十二条の政令で定める日)

(法附則第三十七条第一項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス)第七条の二 法附則第三十二条の政令で定める日は、平成十九年九月三十日とする。

第八条 施行日において「新法措置」という。)を受けて居宅介護が提供されている身体障害措置(以下この条において「新法措置」という。)が提供されている身体障害者は、施行日に、法附則第三十四条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十八条第一項の規定による行政に、法附則第三十四条の規定に該当するものを除く。)が提供されている身体障害者は、施行日において「旧法措置」という。)を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身第八条 施行日において現に旧身体障害者福祉法第十八条第一項の規定による行政措置(以下この

新法措置を受けて外出介護が提供されている身体障害者とみなす。 害者居宅介護(外出介護に該当するものに限る。)が提供されている身体障害者は、施行日に、2 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障

ビスが提供されている身体障害者とみなす。 害者デイサービスが提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて障害者デイサー3 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障

ている身体障害者とみなす。 書者短期入所が提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて短期入所が提供されき者短期入所が提供されている身体障害者は、施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第四項に規定する身体障

(法附則第四十八条の政令で定める精神障害者社会復帰施設)

(法附則第五十五条第一項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス)

第九条 施行日において現に旧知的障害者福祉法第十五条の三十二第一項の規定による行政措置(以下この条において「新法措置」という。)を受けて居宅介護二第一項の規定による行政措置(以下この条において「新法措置」という。)を受けて居宅介護に第者は、施行日に、法附則第五十一条の規定による改正後の知的障害者福祉法第十五条の三十障害者は、施行日に、法附則第五十一条の規定による改正後の知的障害者福祉法第四条第二項に規定すび提供されている知的障害者福祉法第四条第二項に規定するが提供されている知的障害者とみなす。

措置を受けて行動援護が提供されている知的障害者とみなす。居宅介護(行動援護に該当するものに限る。)が提供されている知的障害者は、施行日に、新法2.施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者

- | 措置を受けて外出介護が提供されている知的障害者とみなす。| 居宅介護(外出介護に該当するものに限る。)が提供されている知的障害者は、施行日に、新法|3 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者
- が提供されている知的障害者とみなす。デイサービスが提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて障害者デイサービス4 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第三項に規定する知的障害者
- る知的障害者とみなす。 短期入所が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて短期入所が提供されている 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第四項に規定する知的障害者
- されている知的障害者とみなす。地域生活援助が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて共同生活援助が提供地域生活援助が提供されている知的障害者は、施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第五項に規定する知的障害者

(市町村審査会の委員の任期の経過措置)

規定にかかわらず、同日までとする。 第十条 平成十九年三月三十一日以前に任命された市町村審査会の委員の任期は、第五条第一項の

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の経過措置)

る。 条第三項及び第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とすは、第十七条第一項中「第二十九条第四項」とあるのは、「第二十九条第四項(法附則第二十一第十一条 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間

支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除き、」とする。

「又は旧法指定施設に入所する者(」とあるのは「又は旧法指定施設に入所する者(指定障害者と、同項第四号中「に入所する者(指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除さ、」と、同号口及び同項第三号中「に入所する者」とあるのは「又は旧法指定施設に通う者を除き、」と、同号口及び同項第三号中「に入所する者」とあるのは「文は旧法指定施設をいう。以下この項において同じ。)に入所する者(指定障害者支援施設等定する旧法指定施設をいう。以下この項において同じ。)に入所する者(指定障害者支援施設等を援施、項第二号イ中「に入所する者(」とあるのは「又は旧法指定施設(法附則第二十条に規2 平成二十年七月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十

(高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等の経過措置)

則第二十一条第二項若しくは第二十二条第四項」とする。 間は、第二十条第一項第一号中「第二十九条第三項」とあるのは、「第二十九条第三項又は法附第十一条の二 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの

(特定入所サービスの経過措置)

定する旧法施設支援」とする。 間は、第二十一条の二中「施設入所支援」とあるのは、「施設入所支援又は法附則第二十条に規第十一条の三 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの

(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)

##二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、令和九第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、令和九第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、令和九第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、令和九

(指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例)

給認定障害者等については、二万円とする。もののほか、令和九年三月三十一日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支第十三条 指定自立支援医療(育成医療を除く。)に係る負担上限月額は、第三十五条に規定する

2 での間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和九年三月三十一日ま 前条で規定する基準の経過的特例に該当する者 二万円

三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月 外のものである場合における当該支給認定障害者等 により合算した額が三万三千円未満であって、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところ 者以外のものである場合における当該支給認定障害者等(次号に掲げる者を除く。) 一万円 の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度) により合算した額が二十三万五千円未満であって、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続 分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところ の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度) その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月 五千円

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置)

第十三条の二 平成十八年十月一日から令和九年三月三十一日までの間、第四十二条の四第一項第 下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定し るところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以 以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定め る負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零 二号又は第三号に掲げる支給決定障害者(二十歳未満の者を除く。)の指定療養介護医療等に係 た額」とする。

則 (平成一八年三月三一日政令第一五四号) 抄

(施行期日)

第

一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。 則 (平成一八年八月三〇日政令第二八六号) 抄

一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する 則 (平成一八年九月二六日政令第三一九号) 抄

(施行期日) 一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する

第

第

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。 則 (平成一九年四月一日政令第一五六号)

附 則 (平成一九年六月二七日政令第一九一号)

この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する (施行期日)

(平成二〇年三月三一日政令第一一六号)

抄

(施行期日)

則

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する

附 則 (平成二〇年六月二七日政令第二一二号)

第一条 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。 (施行期日)

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政 令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条 (経過措置)

第十九項に規定する補装具の購入又は修理、

同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー

ビス等及び同法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療並びに障害者自立支援法施行令第 施行の日前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。 施設支援(以下この条において「障害福祉サービス等」という。)について適用し、 -九条第一項に規定する居宅サービス等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定 この政令の

第三条 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の障害者自立支援法施行令第十七条第三項 るまでの間は、なお従前の例による。 る場合を含む。)と同一の世帯に属する者については、当該支給決定障害者等が満二十歳に達す る当該支給決定障害者等(児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者であ 五項に規定する療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)に関す 則第二十条に規定する旧法指定施設に入所する者(二十歳未満の者に限る。)又は同法第五条第 する支給決定障害者等(同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等若しくは同法附又は附則第十一条第三項の規定が適用されていた障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定

(平成二一年三月三一日政令第九一号)

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二六日政令第一六七号) 抄

第一条 この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。 (施行期日)

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この 並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援及び同法第二十四条の二十第一 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等並びに障害者自立支援法施行令第十九条 令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び 適用し、この政令の施行の日前に行われた障害福祉サービス等については、 項に規定する障害児施設医療(以下この条において「障害福祉サービス等」という。)について 第一項に規定する居宅サービス等及び同令第四十二条の四第二項に規定する指定療養介護医療等 なお従前の例によ

則 (平成二一年七月二三日政令第一八七号

この政令は、公布の日から施行する。

則 (平成二一年一二月二四日政令第二九六号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

則 (平成二二年四月一日政令第一〇六号)

(施行期日)

第一条 この政令は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この 第十九項に規定する補装具の購入又は修理及び同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ 前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。 障害児施設医療(以下この条において「障害福祉サービス等」という。)について適用し、 祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援及び同法第二十四条の二十第一項に規定する ビス等並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等並びに児童福

則 (平成二三年九月二二日政令第二九六号)

附 則 (平成二四年二月三日政令第二六号) :この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

|第一条 この政令は、 平成二十四年四月一日から施行する。

(施行期

第

,用一)附、則(平成二四年九月二〇日政令第二四四号) 抄

一条 この(施行期日)

第

附 則 (平成二五年一月一八日政令第五号)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年二月一五日政令第三五号)

(施行期日)

(経過措置) 第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

医療費の支給に関する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。 (以下「令」という。) が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日前に法に基づき支給され、又は支給されるべきであった自立支援るもの又はこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に法若しくは令の規定により都道府県知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市町村長(特別区の区長を府県知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市町村長(特別区の区長を府県知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市町村長(特別区の区長を行為とみなす。ただし、施行日(以下「施行日」という。)前に法若しくは令の規定により都道行為とみなす。ただし、施行日前に法に基づき支給され、又は支給されるべきであった自立支援をおいては、という。) 若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下第二条 この政令の施行の際障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下第二条 この政令の施行の際障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下

附 則 (平成二五年四月一二日政令第一二二号)

抄

(施行期日)

附 則 (平成二五年一一月二七日政令第三一九号) 抄二条 この政令は、法の施行の日 (平成二十五年四月十三日) から施行する。

(施行期日)

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日政令第一二七号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

東京 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令及び第二条の規定による改正後の障害者の日常 2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令及び第二条の規定による改正後の障害者の日常 2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令及び第二条の規定による改正後の 2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行の目のにより 2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行の目のに対応 2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行の日間に対応 2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行の日間に対応 2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行の日間に対応 2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令及び第二条の規定による改正後の障害者の日常 2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令及び第二条の規定による改正後の障害者の日常

! 則 (平成二六年四月一八日政令第一六四号)

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月三〇日政令第二六九号)

抄

(施行期日)

附 則 (平成二六年八月八日政令第二七八号) 抄一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

(放行其下)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二六年九月三日政令第三〇〇号) 抄

(施行期日)

(葦亭台) 1995年500mによるでは、今日では、今日では、今日では、今日では、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

第八条 第十条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措置)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律加行の規定に規定する法律では、加付日以後にこれらの規定に規定する法律が規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法第八条 第十条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法第八条 第十条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法第1年3年でに係る部分に限る。)、第二十六条の十、同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。)が第二十六条の十、同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。)が第二十六条の十、同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。)が第二十六条の十六第一号、同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。)が第二十六条の十六第二号、同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。)が第二十六条の十六第二号、同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。)が第二十六条第一項第十号から第二十二条第一項第十号がら第二十二条第一項第十号がら第二十二条第一項第十号がら対している。

則 (平成二六年一一月一二日政令第三五七号)

抄

(施行期日)

附

附 則 (平成二六年一一月一二日政令第三五八号)

抄

(施行期日)

の日から施行する。 第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布

附 則 (平成二六年一二月一九日政令第四〇八号)

この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月二七日政令第一一九号)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

則 (平成二七年三月三一日政令第一三八号)

抄

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

四条の規定(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおの次に一条を加える改正規定並びに同令第二十九条の三第三項及び第三十三条の改正規定、第 並びに第二十一条中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第四号及び第 活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項第三号の改正規定 条中国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項の改正規定、第二十条中障害者の日常生 部分に限る。) 及び同令第三十五条の二第十六号の改正規定を除く。)、第八条の規定、第十二 月」を「七月」に改める部分に限る。)、同条第七項の改正規定(「六月」を「七月」に改める その効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二第五項第一号の改正規定(「六 る部分に限る。)を除く。)、同条を同令第二十九条の二の二とする改正規定、同令第二十九条 月」を「七月」に改める部分に限る。)及び同条第七項の改正規定(「六月」を「七月」に改め 五条第一号の改正規定、同令第二十九条の二の改正規定(同条第五項第一号の改正規定(「六 する改正規定、同令第二十二条の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の三及び第二十 規定(「六月」を「七月」に改める部分に限る。)を除く。)、同条を同令第二十二条の二の二と 条第五項第一号の改正規定(「六月」を「七月」に改める部分に限る。)及び同条第七項の改正 五号の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十二条までの規定 第二条中介護保険法施行令第十六条第一号の改正規定、同令第二十二条の二の改正規定(同 平成二十七年八月一日

(平成二七年八月二八日政令第三〇三号)

(平成二十七年九月一日) から施行する。 この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日

抄

則 (平成二七年一一月二六日政令第三九二号)

(施行期日)

経過措置の原則) 一条この政令は、 行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの政令の施行前に された行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係 るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

則 (平成二七年一二月一六日政令第四二六号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

則 (平成二八年三月四日政令第五六号)

十五日)から施行する。 この政令は、公認心理師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日 (平成二十八年三月

(平成二九年九月一五日政令第二三九号) 抄

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

(施行期日)

項並びに第十八条の七の二第八項及び第十七項の改正規定並びに次条第二項並びに附則第五条 項及び第十九項、第十八条の五第十二項及び第二十六項、第十八条の六第十六項及び第三十三 八条の六第二項及び第四十八条の七第五項の改正規定並びに第四十八条の九の二の改正規定 部分に限る。)、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三、第四十七条の三第一号、第四十 規定、第四十六条の二第二項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める 同条第七項に係る部分(同項を同条第九項とする部分を除く。)を除く。)、第四十六条の改正 三第二項及び第七条の十六の改正規定、第七条の十九の改正規定(同条第三項に係る部分及び (前号に掲げる改正規定を除く。) 並びに附則第四条第十二項及び第二十項、第四条の二第十一 に改める部分に限る。)、第七条の三第二項、第七条の三の三、第七条の五第三項、第七条の十 第七条の改正規定、第七条の二第二項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」 一項及び第六条の規定 平成三十一年一月一日

(平成二九年九月二一日政令第二四六号)

(平成二十九年九月二十二日)から施行する。 この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日

(平成二九年一一月二七日政令第二九〇号)

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日) から施行する。

則 (平成三〇年二月二八日政令第四一号) 抄

則 (平成三〇年三月二二日政令第五四号) 第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年四月一日)

から施行する

(施行期日)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。 (平成三〇年三月三〇日政令第一一四号)

(平成三〇年七月一九日政令第二一三号)

抄

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する

|第五条 第四条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 律第百二十三号)の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給について適用し、施行日前下同じ。)に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法者総合支援法施行令第四十三条の四第四項に規定する障害福祉相当介護保険サービスをいう。以第四十三条の五第六項に規定する特定給付対象者が受けた障害福祉相当介護保険サービス(障害 生活を総合的に支援するための法律施行令(以下「障害者総合支援法施行令」という。)第四 律施行令(以下「新障害者総合支援法施行令」という。)第四十三条の五の規定は、施行日以 は、 相当介護保険サービスに係る同法の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給について 定障害者等が受けた居宅サービス等又は同条第六項に規定する特定給付対象者が受けた障害福祉 に第四条の規定による改正前の障害者総合支援法施行令第四十三条の五第一項に規定する支給決 三条の四第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)又は新障害者総合支援法施行令 に同条第一項に規定する支給決定障害者等が受けた居宅サービス等(障害者の日常生活及び社会 なお従前の例による。

則 (平成三〇年七月二七日政令第二三一号)

抄

この政令は、平成三十年九月一日から施行する。

3 この政令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 支給について適用し、施行日前に行われた同条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第二十 二十五項に規定する補装具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付の 第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第二十四項に規定する自立支援医療又は同条第 四項に規定する自立支援医療又は同条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け若しくは修理 の規定は、施行日以後に行われる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措置) に係る同法の規定による自立支援給付の支給については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年二月一九日政令第三一号)

抄

(施行期日)

1 (経過措置) この政令は、令和二年七月一日から施行する。

3 第一項第二号に規定する指定療養介護医療等(以下「指定自立支援医療等」という。)について 援医療及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四 適用し、施行日前に行われた指定自立支援医療等については、なお従前の例による。 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項に規定する指定自立支 行令第三十五条第四号及び第四十二条の四第一項第三号の規定は、施行日以後に行われる障害者 第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

附 則 (令和二年七月八日政令第二一九号) 抄

(令和二年九月一日) から施行する。 この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の

(令和二年一二月二四日政令第三八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

第十三条 第九条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 三条の三(第二号に係る部分に限る。)の規定は、障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社 係る部分に限る。)、第四十二条の四第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。) 及び第四 係る部分に限る。)、第四十二条の四第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四十係る部分に限る。)、第十九条(第二号ニに係る部分に限る。)、第三十五条(第三号及び第四号に 法律施行令(以下この条において「新障害者総合支援法施行令」という。) 第十七条(第四号に (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

該自立支援給付については、なお従前の例による。 の購入、借受け又は修理及び指定療養介護医療等が行われた月が同年六月以前の場合における当 同法第六条に規定する自立支援給付について適用し、障害福祉サービス、自立支援医療、補装具 護医療等をいう。以下この条において同じ。)が行われた月が令和三年七月以後の場合における 療養介護医療等(新障害者総合支援法施行令第四十二条の四第一項第二号に規定する指定療養介 十五項に規定する補装具の購入、借受け又は修理をいう。以下この条において同じ。)及び指定 る自立支援医療をいう。以下この条において同じ。)、補装具の購入、借受け又は修理 障害福祉サービスをいう。以下この条において同じ。)、自立支援医療(同条第二十四項に規定す 会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する

則 (令和三年三月三一日政令第九八号)

この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和五年三月二三日政令第七一号)

抄

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日) 則 (令和五年三月三〇日政令第一二六号)

抄

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。 則 (令和六年二月二六日政令第四一号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。 則 (令和六年三月二九日政令第一二二号)

この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (令和六年三月二九日政令第一二三号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

則 (令和六年三月三〇日政令第一五一号) 抄

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。 (施行期日)

並びに附則第二十七条の規定 令和六年六月一日 める部分を除く。)、第二章第九節の次に一節を加える改正規定及び第二十六条の五の改正規定 十条の五の四第一項から第四項まで」に改める部分及び「第七項まで」を「第八項まで」に改 目次の改正規定、第五条の三第八項の改正規定(「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第

(令和六年三月三〇日政令第一六一号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する